三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

旧

第１部　総　　則
第１章　計画の目的・方針
第１節　三重県の地震･津波対策の考え方
第１項　本県のおかれている状況

未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から８年が経過しました。今もなお、復興の見通しが立たない地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力を続けておられます。

（略）

歴史資料で地震の発生が明らかになっている 684 年以降の過去約 1400 年間を見ると、駿河湾から九州沖にまで達する南海トラフを震源とした大規模地震が約 100～200　年の間隔で発生しており、その中でも、これまでに本県に大きな被害をもたらしてきた地震は、おおむね 100～150 年周期で発生していることが記録に残されています。近年では、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）がこれに当たりますが、昭和東南海地震及び昭和南海地震が発生してから約 70 年が経過しており、南海トラフにおける大規模地震発生の可能性は、確実に高まってきていると言えます。

７　南海トラフ地震防災対策推進計画との関係

（略）

なお、本計画の中で、南海トラフ地震防災対策推進計画に該当する箇所については、文章末尾に「(推進計画)」と表記をしています。

（略）

第２節　計画の位置づけ及び構成

第２項　計画の構成

第１部　総　　則	（略）
特別対策 東海地震に関する緊急対策 （南海トラフ地震に関連する情報（臨時））	（略）

第２部　災害予防･減災対策			
（略）	（略）	（略）	（略）
第５章	防災体制の整備・強化	第８節	災害廃棄物処理体制の整備
（新設）			

新

第１部　総　　則
第１章　計画の目的・方針
第１節　三重県の地震･津波対策の考え方
第１項　本県のおかれている状況

未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から９年が経過しました。今もなお、復興の見通しが立たない地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力を続けておられます。

(略)

歴史資料で地震の発生が明らかになっている 684 年以降の過去約 1400 年間を見ると、駿河湾から九州沖にまで達する南海トラフを震源とした大規模地震が約 100～200　年の間隔で発生しており、その中でも、これまでに本県に大きな被害をもたらしてきた地震は、おおむね 100～150 年周期で発生していることが記録に残されています。近年では、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）がこれに当たりますが、昭和東南海地震及び昭和南海地震が発生してから 70 年余りが経過しており、南海トラフにおける大規模地震発生の可能性は、確実に高まってきていると言えます。

７　南海トラフ地震防災対策推進計画との関係

（略）

なお、本計画の中で、南海トラフ地震防災対策推進計画に該当する箇所については、第２部第６章「南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応」全体のほか、文章末尾に「(推進計画)」と表記をしています。

（略）

第２節　計画の位置づけ及び構成

第２項　計画の構成

第１部　総　　則	（略）
特別対策 東海地震に関する緊急対策	（略）

第２部　災害予防･減災対策			
（略）	（略）	（略）	（略）
第５章	防災体制の整備・強化	第８節	災害廃棄物処理体制の整備
第６章	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	第１節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応
		第２節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する対応
		第３節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する対応

旧

特別対策　東海地震に関する緊急対策（南海トラフ地震に関連する情報（臨時））			
第０章	当面の対応	第１節	国の当面の対応
		第２節	県の当面の対応
第１章	対策の目的等	第１節	対策の目的及び関係機関の役割

第２章　計画関係者の責務等
第２節　県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第３項　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

１　指定地方行政機関

機関名	内　　容
（略）	（略）
東海財務局	（略） (2)　災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置 （略）
（略）	（略）
中部経済産業局	（略） （新設）
中部近畿産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物及びその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に関する監督指導 （新設）
（略）	（略）
津地方気象台	（１）南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の通報並びに周知 （略）
東海総合通信局	（略） (6)　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
（略）	（略）
中部地方整備局 近畿地方整備局	３　応急・復旧 （略） (4)　道路利用者に対して、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
（略）	（略）

新

特別対策　東海地震に関する緊急対策（南海トラフ地震に関連する情報（臨時））			
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
		（削除）	（削除）
第１章	対策の目的等	第１節	対策の目的及び関係機関の役割

第２章　計画関係者の責務等
第２節　県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第３項　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

１　指定地方行政機関

機関名	内　　容
（略）	（略）
東海財務局	（略） (2)　災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置 （略）
（略）	（略）
中部経済産業局	（略） (5)　必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行う
中部近畿産業保安監督部	(1) 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導 (2)　必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行うことによる(1)　の円滑な実施
（略）	（略）
津地方気象台	（１）南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知 （略）
東海総合通信局	（略） (6)　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
（略）	（略）
中部地方整備局 近畿地方整備局	３　応急・復旧 （略） (4)　道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
（略）	（略）

旧

３　指定公共機関

機関名	内　　容
西日本電信電話株式会社三重支店	(1) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 （略）
株式会社 NTT ドコモ東海支社三重支店	(1) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 （略）
ＫＤＤＩ株式会社中部総支社	(1) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等の正確、迅速な収集、連絡 （略）
ソフトバンク株式会社	1) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等の正確、迅速な収集、連絡 （略）
（略）	（略）
中部電力株式会社三重支店、関西電力株式会社和歌山支店	（略）
東邦ガス株式会社	(1)　（略） (2) 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）発表時に災害対策本部を設置 (3)　（略）
（略）	（略）

第３章　三重県の特質及び既往の地震・津波災害
第１節　三重県の特質

第１項　地　形

三重県の概形は、南北の長さが約 170 km、東西は約 80 kmと、南北に細長い不等辺四角形をしており、平成 29 年 10 月 1 日現在の総面積は、5,774.41k ㎡である。

第４項　防災をめぐる社会的条件

３　グローバル化の進展

国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、特に三重県の外国人住民数は約 45,000 人にのぼり、観光目的で三重県を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。

５　情報通信技術の発達

新

３　指定公共機関

機関名	内　　容
西日本電信電話株式会社三重支店	(1) 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 （略）
株式会社 NTT ドコモ東海支社三重支店	(1) 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 （略）
ＫＤＤＩ株式会社中部総支社	(1) 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡 （略）
ソフトバンク株式会社	(1) 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡 （略）
（略）	（略）
中部電力パワーグリッド株式会社三重支社/株式会社 JERA 西日本支社、関西電力送配電株式会社和歌山支社	（略）
東邦ガス株式会社	(1)　（略） (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3)　（略）
（略）	（略）

第３章　三重県の特質及び既往の地震・津波災害
第１節　三重県の特質

第１項　地　形

三重県の概形は、南北の長さが約 170 km、東西は約 80 kmと、南北に細長い不等辺四角形をしており、令和元年７月１日現在の総面積は、5,774.42k ㎡である。

第２項

３　グローバル化の進展

国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、特に三重県の外国人住民数は約 50,000 人にのぼり、観光目的で三重県を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。

５　情報通信技術の発達

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

旧	新
（略） 総務省による平成 29 年度末の国内における携帯電話普及率は、日本の総人口を上回る 133.8%となっている。これら携帯電話端末では、ほとんどの機種で音声通話のみならず、メールやインターネット接続等によるデータ通信を行うことができるようになっており、さらに、より高度な情報処理が可能なスマートフォンやタブレット端末の世帯保有率（スマートフォン 75.1%、タブレット端末 36.4%）も大幅に増加している。 ６　観光客及び帰宅困難者対策 三重県を訪れる観光客は、平成 29 年は 4,219 万人となり、第 62 回式年遷宮が行われた平成 25 年を上回り、過去最高となる入込客となった。	（略） 総務省による平成 30 年度末の国内における携帯電話普及率は、日本の総人口を上回る 139.9%となっている。これら携帯電話端末では、ほとんどの機種で音声通話のみならず、メールやインターネット接続等によるデータ通信を行うことができるようになっており、さらに、より高度な情報処理が可能なスマートフォンやタブレット端末の世帯保有率（スマートフォン 79.2%、タブレット端末 40.1%）も大幅に増加している。 ６　観光客及び帰宅困難者対策 三重県を訪れる観光客は、平成 30 年は 4,260 万人となり、前年を上回り、過去最高となる入込客となった。
（平成 29 年現在） 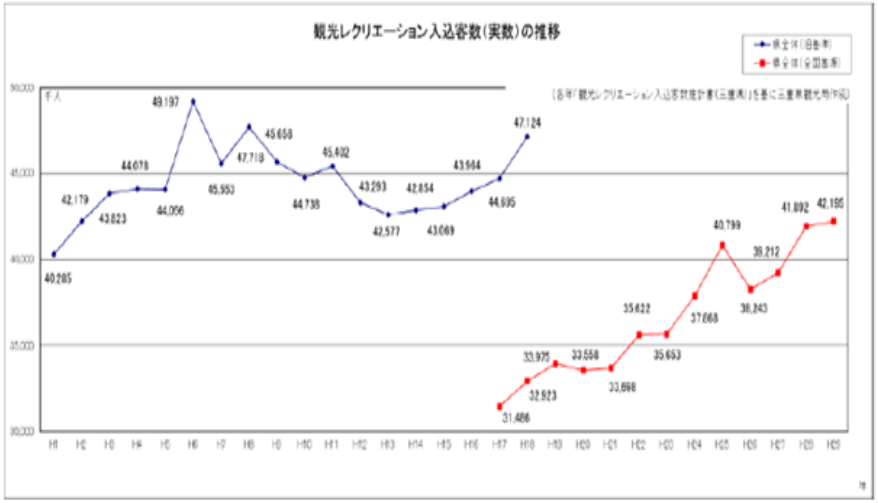 	（平成 30 年現在） 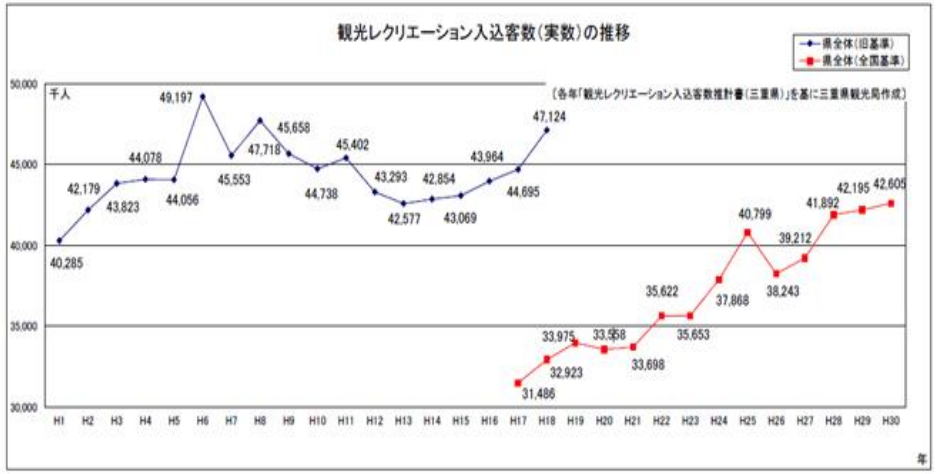
第２節　三重県における既往の地震・津波災害 第１項　三重県に影響を及ぼす地震の種類と既往地震・津波による被害の概要 １　太平洋側沖合のプレート境界付近で発生する地震 （１）フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震 イ　南海トラフ沿いの巨大地震による三重県内での被害等の概要 【1944 年東南海地震】 （略）津波は、紀伊半島西部から伊豆半島の太平洋沿岸を襲い、津波の高さは、紀伊半島東部沿岸で６～９ｍに達した。三重県内の被害は、死者・行方不明者 373 名、負傷者 607 名、住家全潰 3,376 棟、住家半潰 4,353 棟、住家流失 2,238 棟など。 【1946 年南海地震】 （略）津波は、九州から房総半島南部の太平洋沿岸を襲い、津波の高さは、紀伊半島の太平洋沿岸で４～６ｍに達した。三重県内の被害は、死者 11 名、負傷者 35 名、住家全壊 65 棟、住家流失 23 棟など。 （２）沈み込むフィリピン海プレート内部の地震	**第２節　三重県における既往の地震・津波災害** 第１項　三重県に影響を及ぼす地震の種類と既往地震・津波による被害の概要 １　太平洋側沖合のプレート境界付近で発生する地震 （１）フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震 イ　南海トラフ沿いの巨大地震による三重県内での被害等の概要 【1944 年東南海地震】 （略）津波は、紀伊半島西部から伊豆半島の太平洋沿岸を襲い、津波の高さは、紀伊半島東部沿岸で６～９ｍに達した。三重県内の被害は、死者・行方不明者 406 人、負傷者 607 人、住家全壊 1,826 棟、住家流失 2,238 棟など。 【1946 年南海地震】 （略）津波は、九州から房総半島南部の太平洋沿岸を襲い、津波の高さは、紀伊半島の太平洋沿岸で４～６ｍに達した。三重県内の被害は、死者 11 人、負傷者 35 人、住家全壊 65 棟、住家流失 23 棟など。 （２）沈み込むフィリピン海プレート内部の地震

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

旧

（略）この地震では、三重県内で死者７名などの被害が生じた。

２　陸域の浅いところで発生する地震

（略）この地震により、伊賀上野付近で死者 600 余名、周辺地域を含めると約 1,300 名の死者を出すなど、被害は伊賀上野から奈良・大和郡山にかけての地域で著しいものとなった。

３　遠地津波による被害

（略）

【1960 年チリ地震津波】

（略）

三重県内の被害は、家屋全壊２棟、家屋半壊 85 棟、家屋流失１棟、床上浸水 3,267 棟、床下浸水 2,885 棟、船舶被害（沈没・流失・破損など）69 隻など。

（別表）三重県に過去影響を及ぼした主な地震・津波の概要

西暦（和暦）	地域（名称）	M	県内の主な被害（カッコは全国での被害）
（略）	（略）	（略）	（略）
2004.9.5（平成 16）	紀伊半島半島沖	7.4	負傷者８人

「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴―（第２版）」（地震調査委員会、2009）より引用。

（注）「チリ地震津波」のマグニチュードは、モーメントマグニチュード（Mw）で、他の地震のマグニチュードと異なる。

第４章　被害想定等

第３節　地震・津波に関する調査研究の推進

第２項　国による南海トラフ地震の調査観測体制

２　地震・津波観測監視システム（ＤＯＮＥＴ）による観測監視体制

文部科学省は、所管する独立行政法人海洋研究開発機構（ＪＡＭＳＴＥＣ）の事業として、平成 18 年度から紀伊半島熊野灘沖に地震計、水圧計（津波計）、ＧＰＳ等を備えた地震・津波観測監視システム（ＤＯＮＥＴ）を整備し、南海トラフの地震・津波を常時観測監視している。

（略）

第２部　災害予防・減災対策

第１章　自助・共助を育む対策の推進

第１節　県民や地域の防災対策の促進[1)]

第３項

■県が実施する対策

新

（略）この地震では、三重県内で死者７人などの被害が生じた。

２　陸域の浅いところで発生する地震

（略）この地震により、伊賀上野付近で死者約 600 人、周辺地域を含めると約 1,300 人の死者を出すなど、被害は伊賀上野から奈良・大和郡山にかけての地域で著しいものとなった。

３　遠地津波による被害

（略）

【1960 年チリ地震津波】

（略）

三重県内の被害は、住家全壊２棟、住家流失１棟、床上浸水 3,267 棟、床下浸水 2,885 棟、船舶被害（沈没・流失・破損など）69 隻など。

（別表）三重県に過去影響を及ぼした主な地震・津波の概要

西暦（和暦）	地域（名称）	M	県内の主な被害（カッコは全国での被害）
（略）	（略）	（略）	（略）
2004.9.5（平成 16）	紀伊半島南東沖	7.4	負傷者８人
2007.4.15（平成 19）	三重県中部	5.4	負傷者 12 人
2011.3.11（平成 23）	東北地方太平洋沖	9.0（注）	負傷者１人
2018.6.18（平成 30）	大阪府北部	6.1	負傷者２人

「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴―（第２版）」（地震調査委員会、2009）より引用、加筆。

（注）モーメントマグニチュード（Mw）で、他の地震のマグニチュードと異なる。

第４章　被害想定等

第３節　地震・津波に関する調査研究の推進

第２項　国による南海トラフ地震の調査観測体制

２　地震・津波観測監視システム（ＤＯＮＥＴ）による観測監視体制

国立研究開発法人防災科学技術研究所は、文部科学省が所管する独立行政法人海洋研究開発機構（ＪＡＭＳＴＥＣ）の事業として平成 18 年度から紀伊半島熊野灘沖及び紀伊水道から四国沖にかけて展開した地震計、水圧（津波）ＧＰＳ等を備えた地震・津波観測監視システム（ＤＯＮＥＴ）を平成 28 年４月１月から移管運用を始め、南海トラフの地震・津波を常時観測監視している。

（略）

第２部　災害予防・減災対策

第１章　自助・共助を育む対策の推進

第１節　県民や地域の防災対策の促進[1)]

第３項

■県が実施する対策

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

旧	新
1　県民を対象とした対策 (1) 地震・津波に関する情報の提供(防災対策部、戦略企画部) （略） (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施(防災対策部、環境生活部、警察本部) （略） ① 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）や警戒宣言等が発せられた際に取るべき対応に関する知識等の普及・啓発 （略） ■市町が実施する対策 1　自治会等地域コミュニティを対象とした対策 (1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施 （略） ③ 地域の実情に応じた各避難所ごとの避難所運営マニュアル作成支援 （新設） 2　住民を対象とした対策 (1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施 （略） （新設）	1　県民を対象とした対策 (1) 地震・津波に関する情報の提供(防災対策部、戦略企画部) （略） (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施(防災対策部、環境生活部、警察本部) （略） ① 南海トラフ地震臨時情報や警戒宣言等が発せられた際に取るべき対応に関する知識等の普及・啓発 （略） ■市町が実施する対策 1　自治会等地域コミュニティを対象とした対策 (1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施 （略） ③ 地域の実情に応じた避難所ごとの避難所運営マニュアル作成支援 ④ 南海トラフ地震臨時情報や警戒宣言等が発せられた際に取るべき対応に関する知識等の普及・啓発 2　住民を対象とした対策 (1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施 （略） ⑤ 南海トラフ地震臨時情報や警戒宣言等が発せられた際に取るべき対応に関する知識等の普及・啓発
第３節　自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化 (予防3) **第３項　対策** **■県が実施する対策** **1　市町(自主防災組織)を対象とした対策（防災対策部）** **（２）自主防災組織の結成促進** （略） ＜参考＞ 自主防災組織活動カバー率：92.7%(2018 年４月現在)	**第３節　自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化 (予防3)** **第３項　対策** **■県が実施する対策** **1　市町(自主防災組織)を対象とした対策（防災対策部）** **（２）自主防災組織の結成促進** （略） ＜参考＞ 自主防災組織活動カバー率：89.7%(2019 年４月現在)
第５節　企業・事業所の防災対策の促進 (予防5) **第１項　防災・減災重点目標** **【現在の状態】** ・企業・事業所の事業継続計画（ＢＣＰ）の作成が進んでいない。また、地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。 **【この計画がめざす状態】** ・企業・事業所の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。 第２項　**対策項目**	**第５節　企業・事業所の防災対策の促進 (予防5)** **第１項　防災・減災重点目標** **【現在の状態】** ・企業・事業所の事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成が進んでいない。また、地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。 **【この計画がめざす状態】** ・企業・事業所の事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。 第２項　対策項目

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

旧

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
県	企業･事業所	(1)　防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）の作成促進 (2)　地域と連携した防災対策、防災活動の促進 (3)　企業防災力の向上に向けた普及啓発の推進
	市町（自主防災組織、自治会等）	(1)　立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進に向けた啓発
市町	企業･事業所	(1)　防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）の作成促進 (2)　地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (3)　自衛消防組織の活動支援
	自主防災組織、自治会等	(1)　立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進
ライフライン事業者	企業・事業所	(1) 災害発生時のライフライン復旧対策の構築

【自助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
企業・事業所	企業･事業所	(1)　防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）の作成 (2)　企業･事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (3)　自衛消防組織の充実強化
	従業員等	(1)　防災教育・防災訓練の実施

第３項　対策

■県が実施する対策

１　企業・事業所を対象とした対策

（１）防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）の作成促進（防災対策部、雇用経済部）

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、大規模災害時においても県内の経済活動が停滞することのないよう、各企業･事業所の防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・点検を促進する。

①　企業・事業所によるＢＣＰの策定を推進するための情報提供と条件整備の推進

②　工業団地（コンビナートを含む。）や集積地区における地域連携ＢＣＰの策定支援

③　津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者にかかる津波避難対策を含めたＢＣＰ策定の促進

④　サービス業など多様な業種のＢＣＰの策定支援

■市町が実施する対策

１　企業･事業所を対象とした対策

（１）防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）の作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業･事業所の防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・点検を促進する。

新

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
県	企業･事業所	(1)　防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成促進 (2)　地域と連携した防災対策、防災活動の促進 (3)　企業防災力の向上に向けた普及啓発の推進
	市町（自主防災組織、自治会等）	(1)　立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進に向けた啓発
市町	企業･事業所	(1)　防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成促進 (2)　地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (3)　自衛消防組織の活動支援
	自主防災組織、自治会等	(1)　立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進
ライフライン事業者	企業・事業所	(1) 災害発生時のライフライン復旧対策の構築

【自助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
企業・事業所	企業･事業所	(1)　防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成 (2)　企業･事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (3)　自衛消防組織の充実強化
	従業員等	(1)　防災教育・防災訓練の実施

第３項　対策

■県が実施する対策

１　企業・事業所を対象とした対策

（１）防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成促進（防災対策部、雇用経済部）

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、大規模災害時においても県内の経済活動が停滞することのないよう、各企業･事業所の防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成・点検を促進する。

①　企業・事業所によるＢＣＰ等の作成を推進するための情報提供と条件整備の推進

②　工業団地（コンビナートを含む。）や集積地区における地域連携ＢＣＰ等の作成支援

③　津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者にかかる津波避難対策を含めたＢＣＰ等の作成の促進

④　サービス業など多様な業種のＢＣＰ等の作成支援

■市町が実施する対策

１　企業･事業所を対象とした対策

（１）防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業･事業所の防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成・点検を促進する。

旧

特に津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者にかかる津波避難対策を含めたＢＣＰの策定・点検の促進に努める。

■企業･事業所が実施する対策

１　防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、東日本大震災等大規模災害の教訓などをふまえた防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・点検に努める。

特に津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者については、津波避難対策を含めたＢＣＰの策定・点検に努める。

２　企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材を整備に努める。

■みえ企業等防災ネットワークが実施する対策

１　県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築

防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力を行い、防災力診断やＢＣＰ作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図る。

第６節　児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6）

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
県		（略）
	地域（地域住民）	（１）地域と学校が連携した地域防災対策の推進
	私立学校、民間の園等	（略）
（略）	（略）	（略）
市町	地域（地域住民）	（１）地域と学校が連携した地域防災対策の推進
	公立幼稚園	（略）
（略）		（略）

第３項　対策

■県が実施する対策

２　地域及び住民を対象とした対策（教育委員会）

新

特に津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者にかかる津波避難対策を含めたＢＣＰ等の作成・点検の促進に努める。

■企業･事業所が実施する対策

１　防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、東日本大震災等大規模災害の教訓などをふまえた防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成・点検に努める。

特に津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者については、津波避難対策を含めたＢＣＰ等の作成・点検に努める。

２　企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

■みえ企業等防災ネットワークが実施する対策

１　県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築

防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力を行い、防災力診断やＢＣＰ等の作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図る。

第６節　児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6）

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
県		（略）
	地域（地域住民）	（１）地域と学校が連携した地域防災対策の推進 （２）地域と文化財所有者等が連携した地域防災対策の推進
	私立学校、民間の園等	（略）
（略）	（略）	（略）
市町	地域（地域住民）	（１）地域と学校が連携した地域防災対策の推進 （２）地域と文化財所有者等が連携した地域防災対策の推進
	公立幼稚園	（略）
（略）		（略）

第３項　対策

■県が実施する対策

２　地域及び住民を対象とした対策（教育委員会）

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>（１）地域と学校が連携した地域防災対策の推進
地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について円滑に検討できるよう、学校と地域、家庭との連携を一層促進する。
（新設）

■市町が実施する対策
３　児童福祉施設等の防災対策の推進
（略）

（新設）</td><td>（１）地域と学校が連携した地域防災対策の推進
地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について円滑に検討できるよう、学校と地域、家庭との連携を一層促進する。
（２）地域と文化財所有者等が連携した地域防災対策の推進
地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

■市町が実施する対策
３　児童福祉施設等の防災対策の推進
（略）

４　地域と文化財所有者等が連携した地域防災対策の推進
地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。</td></tr>
<tr><td>【市町地域防災計画記載検討項目】
（１）公立小中学校等・園の防災対策の推進
（２）児童福祉施設等の防災対策の推進
（３）その他必要な事項</td><td>【市町地域防災計画記載検討項目】
（１）公立小中学校等・園の防災対策の推進
（２）児童福祉施設等の防災対策の推進
（３）文化財の防災対策の推進
（４）その他必要な事項</td></tr>
<tr><td>【担当課】
・子育て支援課、少子化対策課、私学課、教育総務課、学校経理・施設課

【監修部隊】
・被災者支援部隊（教育対策隊）</td><td>【担当課】
・子育て支援課、少子化対策課、私学課、教育総務課、学校経理・施設課、社会教育・文化財保護課
【監修部隊】
・被災者支援部隊（教育対策隊）</td></tr>
<tr><td>**第３章　地震・津波に強いまちづくりの推進**
第１節　建築物等の防災対策の推進（予防8）
第３項　対策
■県が実施する対策
３　被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）
（１）被災建築物応急危険度判定士の養成
<table><tr><th>項　　目</th><th>現状（H30.3末現在）</th></tr><tr><td>被災建築物応急危険度判定士</td><td>1,733 人</td></tr></table>**（２）被災宅地危険度判定士の養成**
<table><tr><th>項　　目</th><th>現状（H30.3 末現在）</th></tr><tr><td>被災宅地危険度判定士</td><td>776 人</td></tr></table></td><td>**第３章　地震・津波に強いまちづくりの推進**
第１節　建築物等の防災対策の推進（予防8）
第３項　対策
■県が実施する対策
３　被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）
（１）　被災建築物応急危険度判定士の養成
<table><tr><th>項　　目</th><th>現状（H31.3末現在）</th></tr><tr><td>被災建築物応急危険度判定士</td><td>1,805 人</td></tr></table>**（２）被災宅地危険度判定士の養成**
<table><tr><th>項　　目</th><th>現状（H31.3 末現在）</th></tr><tr><td>被災宅地危険度判定士</td><td>991 人</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>**第３節　危険物施設等の防災対策の推進**（予防10）
第２項　対策項目
※石油コンビナートにかかる防災対策は、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき実施する。</td><td>**第３節　危険物施設等の防災対策の推進**（予防10）
第２項　対策項目
※石油コンビナートにかかる防災対策は、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき実施する。</td></tr>
</table>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

旧

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
県	危険物施設を管理する事業者	（略）
	高圧ガス施設・火薬類施設を管理する事業者	(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化・耐浪化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進
	毒劇物施設を管理する事業者	（略）

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設を管理する事業者	(1) 施設の耐震化・耐浪化の強化 (2) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施 (3) 緩衝地帯の整備 (4) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

第３項　対策

■県が実施する対策

２　高圧ガス施設、火薬類施設（防災対策部）

（略）

(4)　施設の耐震化・耐浪化の促進

高圧ガス施設等の耐震化・耐浪化の強化を促進する。

■市町が実施する対策

＜消防機関が実施する対策＞

１　危険物施設

（略）

（４）　施設の耐震化・耐浪化の促進

施設の耐震化・耐浪化の強化を促進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

（略）

（３）施設の耐震化・耐浪化の強化促進

（略）

■危険物施設等を管理する事業者が実施する対策

１　施設の耐震化・耐浪化の強化

消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況をよく調査し、施設の耐震化・耐浪化の促進に努める。

新

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
県	危険物施設を管理する事業者	（略）
	高圧ガス施設・火薬類施設を管理する事業者	(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進
	毒劇物施設を管理する事業者	（略）

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設を管理する事業者	(1) 施設の耐震化 (2) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施 (3) 緩衝地帯の整備 (4) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

第３項　対策

■県が実施する対策

２　高圧ガス施設、火薬類施設（防災対策部）

（略）

(4)　施設の耐震化の促進

高圧ガス施設等の耐震化を促進する。

■市町が実施する対策

＜消防機関が実施する対策＞

１　危険物施設

（略）

（４）　施設の耐震化の促進

施設の耐震化を促進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

（略）

（３）施設の耐震化の促進

（略）

■危険物施設等を管理する事業者が実施する対策

１　施設の耐震化の強化

消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況をよく調査し、施設の耐震化の促進に努める。

旧	新
第４節　地盤災害防止対策の推進（予防11） 第３項　対策 ■県が実施する対策 １　土砂災害の防止 (2)地すべり対策事業（農林水産部、県土整備部） 地すべりは、危険個所の判定が難しいため、地形及び地質調査、地表移動量調査並びに地下水調査等を慎重に行ったうえで適切な対策を実施する。（推進計画）	**第４節　地盤災害防止対策の推進（予防11）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 １　土砂災害の防止 (2)地すべり対策事業（農林水産部、県土整備部） 地すべりは、危険箇所の判定が難しいため、地形及び地質調査、地表移動量調査並びに地下水調査等を慎重に行ったうえで適切な対策を実施する。（推進計画）
第４章　緊急輸送の確保 **第１節　輸送体制の整備（予防12）** 【担当課】 ・災害対策課、水産基盤整備課、道路企画課、港湾･海岸課、建築開発課、警備第二課 【監修部隊】 ・総括部隊（総括隊） ・社会基盤対策部隊（施設整備隊）	**第４章　緊急輸送の確保** **第１節　輸送体制の整備（予防12）** 【担当課】 ・災害対策課、水産基盤整備課、道路企画課、道路管理課、港湾･海岸課、建築開発課、警備第二課 【監修部隊】 ・総括部隊（総括隊） ・社会基盤対策部隊（施設整備隊）
第５章　防災体制の整備・強化 **第１節　災害対策機能の整備及び確保（予防13）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ４ 職員に関する対策 (1) 職員への防災教育・防災訓練の実施（防災対策部） 県職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容には次の事項を含むこととする。 また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時のマニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。（推進計画） ①　南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 ②　地震・津波に関する一般的な知識 ③　南海トラフ地震に関連する情報（臨時）に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容 ④　南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 ⑤　緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識 ⑥　職員等が果たすべき役割	**第５章　防災体制の整備・強化** **第１節　災害対策機能の整備及び確保（予防13）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ４ 職員に関する対策 (1) 県職員への防災教育・防災訓練の実施（防災対策部） 県職員一人ひとりが自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げるよう、三重県職員防災人材育成指針に基づき、県職員の防災人材育成を図る。 ア　防災人材育成において向上させるべき能力 ○災害（被災）イメージ力 ○災害対応の全体像把握力 ○心構え ○災害対応のマネジメント能力 ○個別業務の処理能力 イ　防災人材育成の際に盛込む事項 ①　過去の災害記録（災害エスノグラフィーなど） ②　南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 ③　地震・津波に関する一般的な知識 ④　南海トラフ地震臨時情報に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒 宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容 ⑤　南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 ⑥　緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識 ⑦ 職員等が果たすべき役割

旧

⑦　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
⑧　職員が各家庭において実施すべき地震・津波対策
⑨　図上訓練等を通じた各所属ごとに作成した災害時事務マニュアルの内容検証

第２節　情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14）
第３項　対策
■県が実施する対策
１　県（災対本部）を対象とした対策
(1)　災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、戦略企画部）
（略）
ウ　「ＤＯＮＥＴを活用した津波・予測伝達システム」の導入
「ＤＯＮＥＴを活用した津波予測・伝達システム」について、県南部地域への導入を進めるとともに、伊勢湾沿岸市町への導入についての検討を行う。
（略）

第３節　医療・救護体制及び機能の確保（予防15）
第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・耐震化がなされていない災害拠点病院等がある。また、災害時の重要な情報共有の手段となる「広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）」に加入している病院が主に二次・三次救急医療機関にとどまっている。さらに、地域において災害時の医療・救護をコーディネートする機能が十分でない。

【この計画がめざす状態】
・災害拠点病院等において医療に必要な施設の耐震化がなされている。また、二次・三次救急医療機関だけでなく、救急告示医療機関もＥＭＩＳに加入している。さらに、地域において、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っている。

第３項　対策
■県が実施する対策
【災害拠点病院と災害医療支援病院の指定状況及び役割等】

医療圏	災害拠点病院		災害医療支援病院
	基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院	
北勢	県立総合医療センター	厚生連三重北医療センターいなべ総合病院	桑名市総合医療センター
			青木記念病院
		市立四日市病院	四日市羽津医療センター

新

⑧　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
⑨　職員が各家庭において実施すべき地震・津波対策
⑩　図上訓練等を通じた各所属ごとに作成した災害時事務マニュアルの内容検証
⑪　「三重県広域受援計画」「三重県復興指針」などの三重県が定めた各種計画や指針
ウ　災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時のマニュアルを作成し、その内容について県職員に周知徹底を図る。（推進計画）

第２節　情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14）
第３項　対策
■県が実施する対策
１　県（災対本部）を対象とした対策
(1)　災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、戦略企画部）
（略）
ウ　「ＤＯＮＥＴを活用した津波・予測伝達システム」の導入
「ＤＯＮＥＴを活用した津波予測・伝達システム」について、県南部地域と同様に、伊勢湾沿岸市町への導入を進める。
（略）

第３節　医療・救護体制及び機能の確保（予防15）
第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・耐震化がなされていない災害拠点病院等がある。また、災害時の重要な情報共有の手段となる「広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）」に全病院が参加しているが、有床診療所の一部が未加入である。さらに、地域において災害時の医療・救護をコーディネートする機能が十分でない。

【この計画がめざす状態】
・災害拠点病院等において医療に必要な施設の耐震化がなされている。また、病院だけでなく、有床診療所もＥＭＩＳに加入している。さらに、地域において、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っている。

第３項　対策
■県が実施する対策
【災害拠点病院と災害医療支援病院の指定状況及び役割等】

医療圏	災害拠点病院		災害医療支援病院
	基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院	
北勢	県立総合医療センター	厚生連三重北医療センターいなべ総合病院	
			青木記念病院
		桑名市総合医療センター	
		市立四日市病院	四日市羽津医療センター

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和２年３月修正案　新旧対照表

旧			
			厚生連三重北医療センター菰野厚生病院
		厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿回生病院
			亀山市立医療センター
中勢伊賀		（略）	（略）
南勢志摩		松阪市民病院	
		済生会松阪総合病院	
		厚生連松阪中央総合病院	
		伊勢赤十字病院	市立伊勢総合病院
		県立志摩病院	
東紀州		尾鷲総合病院	
		紀南病院	

新			
			厚生連三重北医療センター菰野厚生病院
		厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿回生病院
			亀山市立医療センター
中勢伊賀		（略）	（略）
南勢志摩		松阪市民病院	
		済生会松阪総合病院	
		厚生連松阪中央総合病院	
		伊勢赤十字病院	
		市立伊勢総合病院	
		県立志摩病院	
東紀州		尾鷲総合病院	
		紀南病院	

旧

キ　業務継続計画（ＢＣＰ）の整備（医療保健部）
　全病院がＢＣＰの策定を進めるよう支援する。

ク　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）及び医療救護班の編成と訓練の実施（医療保健部、防災対策部）
　ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴ及び医療救護班は、各災害拠点病院、災害医療支援病院、（公社）三重県医師会、三重ＤＰＡＴ協定病院、（公社）三重県病院協会、郡市医師会、（公社）三重県歯科医師会、日本赤十字社三重県支部、（独）国立病院機構の各病院、大学病院等の協力を得て編成することとし、各機関において、あらかじめメンバーを選定しておく。

（２）医薬品等の確保･供給体制の整備

（新設）

ア　医薬品・衛生材料等の備蓄（医療保健部）
　（略）

イ　医薬品・衛生材料等の調達・分配（医療保健部）
　（略）

ウ　援助物資の活用（医療保健部、防災対策部）
　（略）

新

キ　業務継続計画（ＢＣＰ）の整備（医療保健部）
　全病院がＢＣＰの考え方に基づいた災害医療マニュアルを整備できるよう支援する。

ク　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）及び医療救護班の編成と訓練の実施（医療保健部、防災対策部）
　ＤＭＡＴは各災害拠点病院がそれぞれ１隊以上保有している。ＤＰＡＴは、三重ＤＰＡＴ協定病院がそれぞれ１隊以上保有している。また医療救護班は、（公社）三重県医師会、（公社）三重県病院協会、郡市医師会、（公社）三重県看護協会、（公社）三重県歯科医師会、日本赤十字社三重県支部、（独）国立病院機構の各病院、大学病院等の協力を得て編成することとし、各機関において、あらかじめメンバーを選定しておく。

（２）医薬品等の確保･供給体制の整備

ア　災害薬事コーディネート機能の確保（医療保健部）
　県災対本部に招へいする本部災害薬事コーディネーターや地方部に招へいする地域災害薬事コーディネーターによるコーディネート機能が十分に発揮できる体制の整備に努める。
　なお、災害薬事コーディネーターは、被災地において必要とされる医薬品・衛生材料等が迅速かつ円滑に供給されるよう、薬事に関する助言等を行うとともに、平時においても関係機関との連携体制の維持や、研修及び訓練に積極的に参加し、資質の向上に努める。

イ　医薬品・衛生材料等の備蓄（医療保健部）
　（略）

ウ　医薬品・衛生材料等の調達・分配（医療保健部）
　（略）

エ　援助物資の活用（医療保健部、防災対策部）
　（略）

旧

第６節　ライフラインにかかる防災対策の推進 (予防18)

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
県	施設利用者	（１）水道施設（県管理）を対象とした対策 （２）下水道施設（県管理）を対象とした対策 （３）工業用水道施設（県管理）を対象とした対策 （４）発電所施設（県管理）を対象とした対策
市町	（略）	（略）

第３項　対策

■県が実施する対策

４　発電所施設(県管理)を対象とした対策(企業庁)

災害時の施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るため、発電所施設の予防保全を行い、日常の防災に努める。

(1) 発電所施設の定期的な巡視、点検に基づく維持管理

発電所施設の維持管理に際しては、定期的に巡視、点検を実施し、適切な整備を行う。

(2) 管理用図書、資料及び工具の整備

災害における迅速かつ的確な状況判断及び復旧を行うために、図書類、予備品、工具及び器具等を整備する。

(3) 災害配備体制の確立

災害配備体制を確立する。

【担当課】
・防災企画･地域支援課、大気･水環境課、下水道課、水道事業課、工業用水道事業課、電気事業課
【監修部隊】
・社会基盤対策部隊（施設整備隊）
・被災者支援部隊（被災者支援隊）

第７節　防災訓練の実施 (予防19)

第３項　対策

■県が実施する対策

１　県における対策

(3)　情報伝達訓練、非常参集訓練等の実施（防災対策部）

（略）

ア　情報伝達訓練

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等に基づく全職員対象の情報伝達訓練を行う。

新

第６節　ライフラインにかかる防災対策の推進 (予防18)

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
県	施設利用者	（１）水道施設（県管理）を対象とした対策 （２）下水道施設（県管理）を対象とした対策 （３）工業用水道施設（県管理）を対象とした対策 （削除）
市町	（略）	（略）

第３項　対策

■県が実施する対策

（削除）

【担当課】
・防災企画･地域支援課、大気･水環境課、下水道経営課、下水道事業課、水道事業課、工業用水道事業課
【監修部隊】
・社会基盤対策部隊（施設整備隊）
・被災者支援部隊（被災者支援隊）

第７節　防災訓練の実施 (予防19)

第３項　対策

■県が実施する対策

１　県における対策

(3)　情報伝達訓練、非常参集訓練等の実施（防災対策部）

（略）

ア　情報伝達訓練

南海トラフ地震臨時情報等に基づく全職員対象の情報伝達訓練を行う。

旧	新
（新設）	**第６章　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応** 南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した４つがあります。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード８以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でマグニチュード７以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード８以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

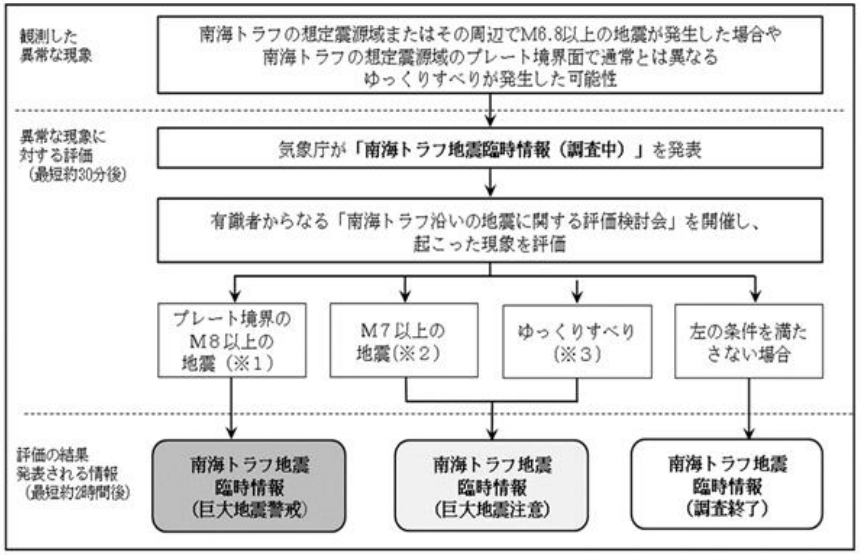

図は、異常な現象を観測した後における情報発表の代表的な流れを示したものであり、現象の推移等によっては、実際に発表する情報は、この図と異なる場合がある。
※1　南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
※2　南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域のプレート境界以外や想定震源域の外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
※3　ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間でプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

旧	新
（新設）	防災対応の流れ

	プレート境界のＭ８以上の地震	Ｍ７以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
（最短） ２時間程度 １週間	巨大地震警戒対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ○地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
２週間	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応（予防 21）

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・南海トラフ地震臨時情報の運用が始まったばかりで、県内の市町や関係機関等における、臨時情報発表時の対応にばらつきがある。

⇒

【この計画がめざす状態】
・臨時情報発表後に、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達体制の整備をはじめとする、防災対応が済んでいる。

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>
第２項　対策項目
【公助】
<table>
<tr><th>実施主体</th><th>対　象</th><th>対　策（活　動）項　目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">県</td><td></td><td>(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」）
(2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保
(3) 緊急部長会議の開催等
(4) 関係団体への情報提供
(5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</td></tr>
<tr><td>県民</td><td>(1) 県民への広報</td></tr>
<tr><td>市町</td><td>住民等</td><td>(1) 情報収集・連絡体制の整備</td></tr>
</table>
第３項　対策
■県が実施する対策
１　情報収集・連絡体制の整備
(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」）
気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」をとるものとする。
各部局、地方災害対策部における配備人員は、現在の「東海地震準備体制」に準じた人数を配備するものとし、大規模地震発生に伴う初動対応や緊急部長会議への対応等が可能な体制をとるものとする。
なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」をとらず、以下の緊急部長会議は本部員会議に読み替えるものとする。
(2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保
気象庁が発表した「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」は、県から次の組織に配信するとともに、連絡体制を確保する。
ア　市町関係
全市町、全消防本部
イ　防災関係機関
陸上自衛隊（第 33 普通科連隊、航空学校）、海上保安庁（四日市・鳥羽・尾鷲海上保安部）
(3) 緊急部長会議の開催等
「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の受領から２時間後を目途に、緊急部長会議を開催する。
参加者：知事以下各部局長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長
内　容：津地方気象台からの状況説明
県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認
知事指示事項
県民への呼びかけ　等
報　道：公開とする。

２　県民への広報
南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容に関して、県民に密接に関係のある事項を周知すると
</td></tr>
</table>

旧	新
（新設）	ともに、個々の状況に応じて避難等の防災対応の準備等をとる旨を呼びかける。 ３　県有施設等の点検 南海トラフ地震臨時情報（調査中）について関係団体に情報提供を行う。 ４　大規模地震発生後の災害応急対策の確認 各部局は、本計画に定める項目が最大限かつ早急に実施できるよう、必要な確認を実施するものとする。また合わせて、三重県広域受援計画の発動を想定し、受援体制を整えておくものとする。 ■市町が実施する対策 １　情報収集・連絡体制の整備 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表した場合に、市町は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有を行うとともに、住民に対し関係のある事項を多様な伝達手段を用いて周知し、その他必要な措置を行うものとする。 【市町地域防災計画記載検討項目】 １　情報収集・連絡体制の整備 【担当課】 ・災害対策課、広聴広報課、総務課 【監修部隊】 ・総括部隊（総括隊） ※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。
	第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策（予防22） 第１項　防災･減災重点目標 【現在の状態】 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、県内の市町や関係機関等における臨時情報発表時の対応にばらつきがある。 ⇒ 【この計画がめざす状態】 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して１週間の警戒措置、当該措置後１週間の注意措置等をとれる体制が整っている。

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>
第２項　対策項目
【公助】
<table>
<tr><th>実施主体</th><th>対　象</th><th>対　策（活　動）項　目</th></tr>
<tr><td rowspan="3">県</td><td></td><td>(1) 市町等への情報伝達
(2) ホームページ等での情報提供
(3) 報道機関を通じた情報提供等
(4) 関係団体への情報提供
(5) 地域住民等の避難行動等
(6) 消防機関等の活動
(7) 社会秩序維持活動等
(8) 道路交通に関する対策
(9) 滞留旅客等に対する措置
(10) 不特定多数の者が出入りする施設
(11) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
(12) 公共土木施設等の対策
(13) 工事中の建築物等に対する措置</td></tr>
<tr><td>市町</td><td>(1) 市町域を越える広域避難の調整</td></tr>
<tr><td>県民</td><td>(1) 県民への広報</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市町</td><td></td><td>(1) 地域住民等の避難行動等
(2) 市町域を越える広域避難の実施
(3) 道路交通に対する対策
(4) 滞留旅客等に対する措置
(5) 市町が管理等を行う施設等に関する対策</td></tr>
<tr><td>住民等</td><td>(1) 住民等への情報伝達</td></tr>
</table>
共助】
<table>
<tr><th>実施主体</th><th>対　策（活　動）項　目</th></tr>
<tr><td>企業・事業所等</td><td>(1) 業種･業態に応じた対策</td></tr>
</table>
第３項　対策
■県が実施する対策
１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等
(1) 市町等への情報伝達
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、三重県防災通信ネットワーク（一斉配信）を使用して地方部及び市町へその情報文を伝達し、受信確認を行うとともに、庁内放送により県庁内への周知を図る。
(2) ホームページ等での情報提供
「防災みえ.jp」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、メール等配信サービスやＳＮＳにより情報を伝達する。
(3) 報道機関を通じた情報提供等
</td></tr>
</table>

旧	新
（新設）	報道機関との連絡調整を行い、テレビ、ラジオを通じて知事によるメッセージを送るなど、各種報道・広報媒体を通じて県民への情報提供等を行う。 ２　県民への広報 (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など県民に密接に関係のある事項について周知する。 (2) 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者には避難を、それ以外の方には、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的な避難を呼びかける。また、地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の県民には避難を呼びかける。 (3) 県民に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや自主避難等防災対応をとる旨を呼びかける。 ３　関係団体への情報提供 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）について関係団体に情報提供を行う。 ４　避難対策等 (1) 地域住民等の避難行動等 市町が事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）に対しては、避難行動等を呼びかける。 事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。 (2) 市町域を越える広域避難の調整 各市町の避難所の受入れ可能数を事前避難者の数が超過する等、市町域を越える広域避難を実施する必要が生じた場合、県、市町が調整し、広域避難を呼びかける。 (3) 避難所の開設と運営支援 第３部第４章第１節「３　避難所の開設及び運営支援」に準じた対策等を行う。 ５　消防機関等の活動 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、県は市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援する。また、県は、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の発動を想定して、消防応援活動調整本部の設置など、緊急消防援助隊の速やかな受援体制の確立、的確な消防活動の実施に備えるものとする。 ６　社会秩序維持活動等 警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。 ア　正確な情報の収集及び伝達 イ　不法事案等の予防及び取締り ウ　地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導 ７　交通対策 (1) 道路交通に関する対策 ア　警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき

旧	新
（新設）	行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。 イ　県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等についてあらかじめ情報提供するものとする。 ウ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。 (2) 滞留旅客等に対する措置 ア　県においては、市町等の対策の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。 ８　県が管理等を行う施設等に関する対策 (1) 不特定または多数の者が出入りする施設等の対策 県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりとする。 ア　各施設に共通する事項 ①　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達 ＜留意事項＞ １　避難対象者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。 ２　避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。 ②　避難対象者等の安全確保のための退避等の措置 ③　各施設における緊急点検、防火点検、巡視 ④　施設の設備、備品等の店頭、落下防止措置の確認 ⑤　出火防止措置 上記の①～⑤における実施体制（③においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。 イ　個別事項 ①　橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置 ②　河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置 ③　病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置 ④　県立高校等にあっては、次に掲げる事項 a　生徒等に対する保護の方法 b　事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等の設置 ⑤　社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項 a　入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法 b　事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等 なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。 (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 ア　災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほ

旧	新
（新設）	か、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。 ①　自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保 ②　無線通信機等通信手段の確保 ③　災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保 イ　市町推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。 ウ　県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等に協力するものとする。 (3) 公共土木施設等の対策 ア　道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備 イ　河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置を行うものとする。 (4) 工事中の建築物等に対する措置 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。 ■市町が実施する対策 １　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等 (1) 住民等への情報伝達 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、市町は、県等からの情報文を受信し、多様な手段を用いて住民等に伝達を行う。 ２　避難対策等 (1) 地域住民等の避難行動等 市町が事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）に対しては、避難勧告等を実施する。 安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所に移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行う。 事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。 (2) 避難所の開設及び運営 第３部第４章第１節「５避難所の開設及び運営」に準じた対策等を行う。 (3) 市町域を越える広域避難の実施 各市町の避難所の受入れ可能数を事前避難者の数が超過する等、市町域を越える広域避難を実施する必要が生じた場合、県、市町が調整し、広域避難を実施する。 ３　交通対策 (1) 道路交通に関する対策 ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。 (2) 滞留旅客等に対する措置 ア　市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

旧	新
（新設）	４　市町が管理等を行う施設等に関する対策 「県が実施する対策」「７県が管理等を行う施設等に関する対策」に準じた対策等を行う。 ＜消防機関を対象とした対策＞ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。 ア　津波警報等の情報の的確な収集及び伝達 イ　事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導 ウ　津波及び浸水への対応は、水防活動を行うものの安全に配慮しながら、「三重県水防計画」等に準じ、必要な措置を実施する。 【市町地域防災計画記載検討項目】 (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等 (2) 避難対策等 (3) 消防機関の対応等 (4) その他必要な事項 ■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜ライフライン企業の対策＞ 必要なライフラインの供給体制を確保するものとする。その際、後発の地震に備えて、必要がある場合は、実施する措置を定めておくものとする。（ライフライン企業） ＜報道機関の実施する対策＞ 緊急的な放送体制の整備を図る。 ＜金融機関の実施する対策＞ 日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。 ＜交通に関する対策＞ １　道路 (1) 道路管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等についてあらかじめ情報提供するものとする。 (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。 ２　海上 (1) 海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。（海上保安庁（四日市、鳥羽、尾鷲海上保安部）、港湾管理者） 津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して、必要な措置を講じるものとする。（港湾管理者）

旧	新
（新設）	３　鉄道 (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、 運行するために必要な対応を行うものとする。また、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合は、津波への対応に必要な体制をとるものとする。（鉄道事業者） (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される場合は、臨時情報に対する運行規制等について、情報提供に努めるものとする。（鉄道事業者） ４　滞留旅客等に対する措置 (1) 船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するための計画を定めることとする。（一般旅客運送事業者） (2) 市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。（市町） ＜施設等に関する対策＞ １　公共土木施設等の対策 「＜県が実施する対策＞　７　県が管理等を行う施設等に関する対策」に準じる。 【担当課】 ・消防・保安課、防災企画・地域支援課、災害対策課、広聴広報課、防災対策総務課、道路管理課、道路建設課、港湾・海岸課、河川課、施設災害対策課、都市政策課、営繕課、農業基盤整備課、水産基盤整備課、警備第二課 【監修部隊】 ・総括部隊（総括隊） 社会基盤対策部隊（施設整備課） ※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。

（新設）

第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策（予防23）

第１項　防災･減災重点目標

【【現在の状態】
・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、県内の市町や関係機関等における臨時情報発表時の対応にばらつきがある。

【この計画がめざす状態】
・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して一定期間の注意措置等をとれる体制が整っている。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
県		(1)　県民への周知等 (2)　関係団体への情報提供 (3)　県が管理等を行う施設等に関する対策
市町		(1) 住民への周知等 (2) 市町が管理等を行う施設等に関する対策
ライフライン企業等の関係機関		(1) 日頃からの地震への備えの再確認等を検討

第３項　対策

■県が実施する対策

１　県民への周知等

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知します。

(2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや自主避難等防災対応をとる旨を呼びかけます。

２　関係団体への情報提供

南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）について関係団体に情報提供を行う。

３　県が管理等を行う施設等に関する対策

(1) 施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとします。

■市町が実施する対策

１　住民への周知等

「県が実施する対策」「１　県民への周知」に準じた対策等を行う。

２　市町が管理等を行う施設等に関する対策

「県が実施する対策」「２　県が管理等を行う施設等に関する対策」に準じた対策等を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 住民への周知等

(2) 市町が管理等を行う施設等に関する隊策

（新設）	■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜ライフライン企業等の関係機関の対策＞ １　日頃からの地震への備えの再確認等を検討 【担当課】 ・災害対策課、広聴広報課、総務課 【監修部隊】 ・総括部隊（総括隊） ※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。 災害対策統括部については、「第３部　第１章　第１節　活動態勢の整備」を参照。
	（別紙） 三重県から住民や企業等への呼びかけについて 県民等に対して、各種伝達手段（報道機関、県ホームページ、ＳＮＳ（Twitter(ツイッター)・LINE（ライン））など）を活用して下記の通り呼びかける。 １ 住民への防災対応 「臨時情報（巨大地震警戒）」または「臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、その際、最初の地震が被災地から離れており、県内で後発地震に備える必要がある場合には、県から住民に対して取るべき防災対応などについて呼びかけ、防災行動を促す。 （１）日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間※1地震発生に注意した行動をとること。また、できるだけ安全な防災行動をとること。 例）避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の確認、家具固定の確認、非常持出品（備蓄物資の確保）の確認、高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、危険なところにできるだけ近づかない など ※１「一定期間」の目途 ・臨時情報（巨大地震警戒）発表の場合：発表から２週間 ・臨時情報（巨大地震注意）（Ｍ７以上の場合）発表の場合：発表から１週間 ・臨時情報（巨大地震注意）（ゆっくりすべり）発表の場合：発表からすべりが収まったと評価されるまで （２）臨時情報（巨大地震警戒）の発表の際は、（１）に加え次の防災対応をとること。 （（注）臨時情報（巨大地震注意）の発表の場合、個々の必要に応じて避難を自主的に実施。） ①土砂災害に対する防災対応 ・個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。 ②住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応 ・耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難も含めて検討する。また、火災の発生の恐れのある器具の使用を控えることなどで火災の発生を防止する。 ２ 企業等への防災対応 臨時情報（巨大地震警戒）または臨時情報（巨大地震注意）が発表され、その際、最初の地震が被災地から離れており、県内で後発地震に備える必要がある場合には、県から企業等

（新設）	に対して、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施するよう呼びかける。 なお、住民等は後発地震の発生に注意しながら通常の生活を送っていることが想定されることから、社会状況を踏まえて、できる限り事業を継続することが望ましい。 （１）日頃からの地震への備えの再確認を行うこと。 例）安否確認手段や機器固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の確認、発災時の従業員の役割分担の確認、地震情報等の伝達経路の確認　など （２）個々の状況に応じた適切な防災対応をとること。 例）ライフライン確保に向けた対応（燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化等を含む）、サプライチェーンにおける代替体制の事前準備、製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し、ヘルメットの携行の徹底、定期的なデータバックアップ　など （３）そのほか、臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を１週間どのように継続するか検討すること。企業のＢＣＰ（事業継続計画）の作成や再確認を行うこと。 ３　事前避難対象地域内の住民等への呼びかけ 事前避難対象地域内にあり、避難を必要とする住民等に対しては、県から、市町があらかじめ定めた避難計画等に基づき、親せき・知人宅や避難所などへ一週間の避難を行うよう呼びかける。 また、海岸沿いで、津波浸水が想定される地区内にお住まいで、移動等が困難な要配慮者についても、浸水想定区域外の避難所等への事前避難を呼びかける。 同地域内の企業等に対しては、県から、あらかじめ各企業等が個々の事情に応じて定めた計画に基づき、事業中止や従業員の安全確保、機器の安全対策の確認、利用者の避難体制の確立、地域貢献活動の推進などについて呼びかける。 そのほか、福祉・医療、教育等関係機関等に対しても、利用者等の安全確保を最優先とした防災対応（必要に応じて１週間の休業・休校等を含める）が図られるよう呼びかける。

第３部　発災後対策
第１章　災害対策本部機能の確保
第１節　活動態勢の整備 (発災1)
第３項　対策
■県が実施す対策
1　災害対策のための配備体制
（１）配備基準
（略）
なお、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）への対応については、「特別対策　東海地震に関する緊急対策（南海トラフ地震に関連する情報（臨時））」に基づき実施する。

体制（※１）	準備体制	警戒体制	非常体制
配備基準	（略）	（略） 4.（新設）	（略）
本部設置	（略）	（略）	（略）

【別図１】
県災害対策本部組織図（非常体制時）
防災関係機関
○中部電力㈱

第３項　対策
【別表１】災害対策本部の組織

名　称	説　明
（略）	（略）
災害対策統括部	（略）
防災関係機関	（略） （略） ・中部電力株式会社三重支店 （略） この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加する。
本部員会議	（略）
（略）	（略）

【災害対策統括部隊の概略】
社会基盤対策部隊

第３部　発災後対策
第１章　災害対策本部機能の確保
第１節　活動態勢の整備 (発災1)
第３項　対策
■県が実施す対策
1　災害対策のための配備体制
（１）配備基準
（略）
なお、南海トラフ地震臨時情報への対応については、「第２部第６章　南海トラフ地震臨時情報に対する対応」に基づき実施する。

体制（※１）	準備体制	警戒体制	非常体制
配備基準	（略）	（略） 4.南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。	（略）
本部設置	（略）		

【別図１】
県災害対策本部組織図（非常体制時）
防災関係機関
○中部電力パワーグリッド㈱

第３項　対策
【別表１】災害対策本部の組織

名　称	説　明
（略）	（略）
災害対策統括部	（略）
防災関係機関	（略） （略） ・中部電力パワーグリッド株式会社三重支社 （略） この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加する。
本部員会議	（略）
（略）	（略）

【災害対策統括部隊の概略】
社会基盤対策部隊

水道・工業用水道・電気班（施設の復旧対策等）【水道事業課他】	水道・工業用水道班（施設の復旧対策等）【水道事業課他】
【別表２】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務 1.　総括部隊 部、部隊、隊及び班名　職名　平時の職名（必要職員数） 総括部隊(79)※派遣班の場合　部隊長　防災対策部長 (82)※応援・受援班の場合 （略） 総括隊(44)※派遣班の場合　隊長　防災対策部次長 (48)※応援・受援班の場合 総括班(9)　班長　防災対策部　災害対策課長 班員　防災対策部　災害対策課（4） 防災対策部　防災企画・地域支援課（1） 防災対策部　危機管理課（1） 戦略企画部　戦略企画総務課（2） （燃料・電力・ガス供給担当）（1）班員　防災対策部　災害対策課（1） （略） 総括隊 総括班 （燃料・電力・ガス供給担当） 県有車両、市町村の公用車両、救急車両等の燃料の確保　災害対策課 その他、災害対応、避難者対応、重要施設の業務継続等に必要な燃料の確保　災害対策課	**【別表２】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務** 1.　総括部隊 部、部隊、隊及び班名　職名　平時の職名（必要職員数） 総括部隊(79)※派遣班の場合　部隊長　防災対策部長 (82)※応援・受援班の場合 （略） 総括隊(44)※派遣班の場合　隊長　防災対策部次長 (48)※応援・受援班の場合 総括班(9)　班長　防災対策部　災害対策課長 班員　防災対策部　災害対策課（4） 防災対策部　防災企画・地域支援課（1） 防災対策部　危機管理課（1） 戦略企画部　戦略企画総務課（2） （燃料・電力・ガス供給・通信確保担当）（1）班員　防災対策部　災害対策課（1） （略） 総括隊 総括班 （燃料・電力・ガス供給・通信確保担当） 県有車両、市町村の公用車両、救急車両等の燃料の確保　災害対策課 その他、災害対応、避難者対応、重要施設の業務継続等に必要な燃料・通信の確保　災害対策課
2.　社会基盤対策部隊 部、部隊、隊及び班名　職名　平時の職名（必要職員数） 社会基盤対策部隊(31)　部隊長　県土整備部長 施設整備隊（24）　隊長　県土整備部　人権・危機管理監 （略） 水道・工業用水道・電気班（2）　班長　企業庁　企業総務課長 ◆所掌事務（社会基盤対策部隊） 施設整備隊　対応部課（※3） （略） 水道・工業用水道・電気班 水道・工業用水道施設（県管理）の復旧に関すること　水道事業課 工業用水道事業課 発電所施設（県管理）の復旧に関すること　電気事業課	2.　社会基盤対策部隊 部、部隊、隊及び班名　職名　平時の職名（必要職員数） 社会基盤対策部隊(31)　部隊長　県土整備部長 施設整備隊（24）　隊長　県土整備部　人権・危機管理監 （略） 水道・工業用水道班（2）　班長　企業庁　企業総務課長 ◆所掌事務（社会基盤対策部隊） 施設整備隊　対応部課（※3） （略） 水道・工業用水道班 水道・工業用水道施設（県管理）の復旧に関すること　水道事業課 工業用水道事業課 （削除）　（削除）
3.　保健医療部隊 部、部隊、隊及び班名　職名　平時の職名（必要職員数） 保健医療部隊（22）　部隊長　医療保健部長 副部隊長　病院事業庁長 情報収集・分析班（7）　班長　医療保健部　医務国保課長 班員　医療保健部　医務国保課（4） 病院事業庁　県立病院課（1）	3.　保健医療部隊 部、部隊、隊及び班名　職名　平時の職名（必要職員数） 保健医療部隊（27）　部隊長　医療保健部長 副部隊長　病院事業庁長 情報収集・分析班（13）　班長　医療保健部　人権・危機管理監 班員　医療保健部　医療保健総務課（4） 医療保健部　医療政策課（2）

		医療保健部	医療保健総務課（1）
医療活動支援班（８）	班長	医療保健部	地域医療推進課長
	班員	医療保健部	地域医療推進課（5）
		医療保健部	健康づくり課（1）
		医療保健部	薬務感染症対策課（1）
保健衛生班（5）	班長	医療保健部	健康づくり課長
	班員	（略）	
		医療保健部	健康づくり課（2）

◆ 所掌事務（保健医療部隊）　対応部課（※１）

情報収集・分析班

部隊内の総合調整に関すること	医療保健総務課 医務国保課
統括部隊との連絡調整に関すること	医療保健総務課 医務国保課
部隊内の情報収集・整理に関すること	医療保健総務課 医務国保課 県立病院課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	医療保健総務課 医務国保課
受援調整に関すること	医療保健総務課 医務国保課
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
職員の派遣に関すること	医療保健総務課

医療活動支援班

本部の医療対策に関すること	地域医療推進課
医療救護班等の編成及び派遣に関すること	地域医療推進課
入院治療を要するものの収容に関すること	地域医療推進課
難病、透析患者等に対する医療支援に関すること（新設）	健康づくり課
輸血用血液の供給に関すること	薬務感染症対策課
医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること	薬務感染症対策課

保健衛生班

		医療保健部	健康推進課（1）
		医療保健部	薬務感染症対策課(1)
		医療保健部	国民健康保険課(1)
		医療保健部	医療介護人材課（1）
		医療保健部	長寿介護課（1）
		医療保健部	ライフイノベーション課（1）
医療活動支援班（8）	班長	医療保健部	医療政策課長
	班員	医療保健部	医療政策課（4）
		病院事業庁	県立病院課（1）
		医療保健部	健康推進課（1）
		医療保健部	薬務感染症対策課（1）
保健衛生班（4）	班長	医療保健部	健康推進課長
	班員	（略）	
		医療保健部	健康推進課（1）

◆ 所掌事務（保健医療部隊）　対応部課（※１）

情報収集・分析班

部隊内の総合調整に関すること	医療保健総務課 （削除）
統括部隊との連絡調整に関すること	医療保健総務課 （削除）
部隊内の情報収集・整理に関すること	医療保健総務課 （削除）
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	医療保健総務課 （削除）
受援の総合調整に関すること	医療保健総務課 （削除）
医療情報の収集・分析・共有に関すること 保健所、関係機関との連絡窓口に関すること	医務政策課 健康推進課 薬務感染症対策課 国民健康保険課 医療介護人材課 長寿介護課 ライフイノベーション課
派遣（職員含む）の総合調整に関すること	医療保健総務課

医療活動支援班

本部の医療対策に関すること	医療政策課
医療救護班等の編成及び派遣に関すること	医療政策課
入院治療を要するものの収容に関すること	医療政策課
難病、透析患者等に対する医療支援に関すること	健康推進課
災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関すること	健康推進課
輸血用血液の供給に関すること	薬務感染症対策課
医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること	薬務感染症対策課

保健衛生班

（略） 保健師の派遣に関すること　健康づくり課 災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関すること　健康づくり課 （略） 食生活指導の支援に関すること　健康づくり課	（略） 保健師の派遣に関すること　健康推進課 （削除） （略） 食生活指導の支援に関すること　健康推進課
5. 被災者支援部隊 部、部隊、隊及び班名　職名　平時の職名（必要職員数） 被災者支援部隊(49)　部隊長　環境生活部長 （略） 教育対策隊(20)　隊長　教育委員会事務局 学校防災推進監 情報収集・分析班(5)　（略） 教育対策班(14)　班長　教育委員会事務局 教育総務課長 班員　教育委員会事務局 教育総務課(1) （略） 教育委員会事務局 研修企画・支援課(1) 環境生活部 私学課(1) ◆　所掌事務（被災者支援部隊）　対応部課(※１) 被災者支援隊 （略） 教育対策隊 情報収集分析班 （略） 教育対策班 （略） 社会教育施設の災害対策に関すること　社会教育・文化財保護課（新設） 文化財等の災害対策に関すること　社会教育・文化財保護課（新設） （略）	5. 被災者支援部隊 部、部隊、隊及び班名　職名　平時の職名（必要職員数） 被災者支援部隊(49)　部隊長　環境生活部長 （略） 教育対策隊(20)　隊長　教育委員会事務局 学校防災推進監 情報収集・分析班(5)　（略） 教育対策班(15)　班長　教育委員会事務局 教育総務課長 班員　教育委員会事務局 教育総務課(1) （略） 教育委員会事務局 研修企画・支援課(1) 環境生活部 私学課(1)　環境生活部　文化振興課（１） ◆　所掌事務（被災者支援部隊）　対応部課(※１) 被災者支援隊 （略） 教育対策隊 情報収集分析班 （略） 教育対策班 （略） 社会教育施設の災害対策に関すること　社会教育・文化財保護課 文化振興課 文化財・歴史的公文書等の災害対策に関すること　社会教育・文化財保護課 文化振興課 （略）
【別図２】 県地方災害対策部組織図（標準例） 各事務所等 ○　発電所	【別図２】 県地方災害対策部組織図（標準例） 各事務所等 （削除）
【別表４】地方部の所掌事務（標準例） 地方統括部各班及び各事務所等　所掌事務 （略） 発電所　・発電所施設（県管理）の復旧に関すること	【別表４】地方部の所掌事務（標準例） 地方統括部各班及び各事務所等　所掌事務 （略） （削除）　（削除）

第２節　通信機能の確保（発災2）

第３項　対策

■県が実施する対策

（別表１）

関係機関等名	通信手段	代替手段等
（略）	（略）	（略）
電気事業者	・固定通信網、移動体通信網等	・連絡員派遣
・中部電力三重支店	・三重県防災通信ネットワーク（地上系）	
	・インターネットメール	

２　通信途絶時の対応

（略）

（6）アマチュア無線等の活用（総括部隊＜総務班＞）

（略）

（新設）

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜移動通信事業者が実施する対策＞

２　復旧計画

(2)復旧の順位

（略）

	重要通信を確保する機関
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第２順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	（略）

第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、救助班、派遣班、広聴広報班）
警察部隊

第３項　対策

■計画関係者共通事項等

１　津波警報等の伝達系統

（略）

第２節　通信機能の確保（発災2）

第３項　対策

■県が実施する対策

（別表１）

関係機関等名	通信手段	代替手段等
（略）	（略）	（略）
電気事業者	・固定通信網、移動体通信網等	・連絡員派遣
・中部電力パワーグリッド三重支社	（削除）	
	・インターネットメール	
・ＪＥＲＡ西日本支社		

２　通信途絶時の対応

（略）

（6）アマチュア無線等の活用（総括部隊＜総務班＞）

（略）

（7）通信の臨時確保の要請

三重県広域受援計画に基づき、通信支障の発生状況を確認し、通信の臨時確保のニーズ調査を行う中で、県施設の通信途絶が発生している場合は、県内の電気通信事業者に対して、通信の臨時確保の要請を行う。県内の電気通信事業者で対応できない場合は、国の緊急災害対策本部に対して要請を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜移動通信事業者が実施する対策＞

２　復旧計画

(2)復旧の順位

（略）

	重要通信を確保する機関
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関、放送事業者
第２順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、医療機関、第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	（略）

第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、救助班、派遣班、総務班、広聴広報班）
警察部隊

第３項　対策

■計画関係者共通事項等

１　津波警報等の伝達系統

（略）

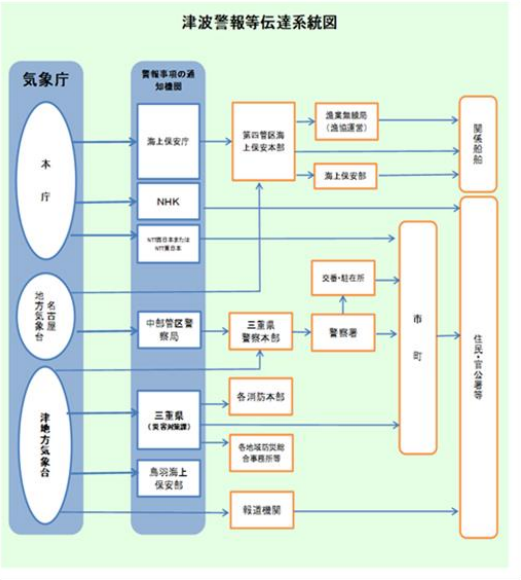

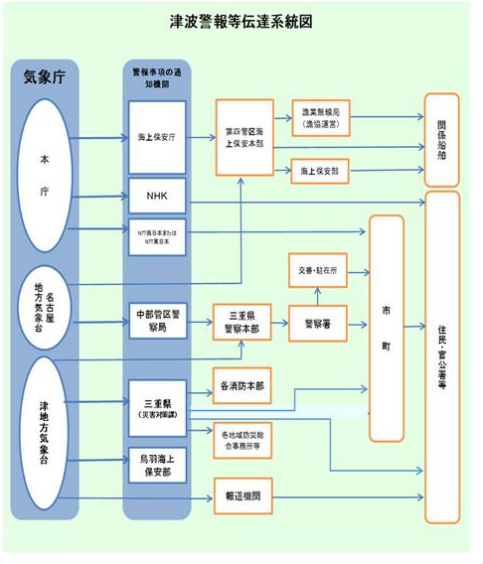

■県が実施する対策

２　津波警報発表時等の緊急の情報伝達等（総括部隊＜総括班、広聴広報班、総務班＞）

（略）

（新設）

３　被害情報等の収集（総括部隊＜情報班＞）

（１）市町、防災関係機関等からの情報収集と提供

【防災関係機関等から収集する情報の内容】

情　報　・　連　絡 内　容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段
1. 被害・復旧の状況			
④ライフライン状況			
県営水道	（水道・工業用水道・電気班）	地方部（水道事務所）	電話（衛星携帯電話含む）、業務用無線、ＭＣＡ無線
停電状況	総括部隊（情報班）	電気事業者	電話、ホームページ

■県が実施する対策

２　津波警報発表時等の緊急の情報伝達等（総括部隊＜総括班、広聴広報班、総務班＞）

（略）

（4）「DONET を活用した津波予測・伝達システム」で得られる津波観測情報の提供

DONET 観測点２か所以上で基準を超える津波を観測した場合、緊急速報メールを配信する。

（5）「DONET を活用した津波予測・伝達システム」で得られる津波観測情報の活用

DONET で観測した津波観測情報は県災害対策本部で活用するとともに、市町へ提供する。

３　被害情報等の収集（総括部隊＜情報班＞）

（１）市町、防災関係機関等からの情報収集と提供

【防災関係機関等から収集する情報の内容】

情　報　・　連　絡 内　容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段
1. 被害・復旧の状況			
④ライフライン状況			
県営水道	（水道・工業用水道班）	地方部（水道事務所）	電話（衛星携帯電話含む）、業務用無線、ＭＣＡ無線
停電状況	総括部隊（情報班）	電気事業者	電話、ホームページ

（新設） (3) 参集途上職員による情報収集（総括部隊＜総括班＞） （新設） ５　県民への広報・広聴 （１）県民への情報提供（総括部隊＜総務班、広聴広報班＞） （略） また、避難情報等に関しては、災害時情報共有システム（Ｌアラート）を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。	(3) ＪＡＸＡの人工衛星の活用による情報収集（総括部隊<総括班>） 「三重県における人工衛星を用いた防災利用実証実験に関する協定」に基づき、ＪＡＸＡに対し衛星による観測を要求し、提供された衛星データから被害の概要を把握する。 (4) ドローンの活用による情報収集(総括部隊＜総括班＞) 「大規模災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定」に基づき、協定団体に要請し、ドローンを活用した被害情報の収集を行う。 (5) 参集途上職員による情報収集（総括部隊<総括班>） （略） ４　被害情報の分析 (1) 収集した災害情報は、速やかに各部隊及び地方部との共有を図る。 また、災害情報を分析し、災害対策活動方針や災害対策活動体制の増強の検討を行うとともに、人的被害が発生している又は発生するおそれがある場合等においては、自衛隊の災害派遣要請を行う等、救助・救出のための体制整備の検討を行う。 ５　被害情報等の関係機関への情報提供等 ６　県民への広報・広聴 （１）県民への情報提供（総括部隊＜総務班、広聴広報班＞） （略） また、避難情報等に関しては、Ｌアラート（災害時情報共有システム）を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。
■市町が実施する対策 １　津波警報発表時等の緊急の措置 （略） （新設） ２　被害情報等の収集と報告 （１）被害情報等の収集 （略）特に避難行動要支援者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。 （２）被害情報等の報告 地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する（「＜県が実施する対策＞　４被害情報等の関係機関への情報提供等　(3)消防庁への報告」を参照）。 ３　住民への広報・広聴 （略） また、避難情報に関しては、災害時情報共有システム（Ｌアラート）を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。 （略）	■市町が実施する対策 １　津波警報発表時等の緊急の措置 （略） (3)「DONET を活用した津波予測・伝達システム」で得られる津波観測情報の活用 県から「DONET を活用した津波予測・伝達システム」で得られる津波観測情報等の提供があった場合は、市町の災害対策本部活動において有効活用する。 ２　被害情報等の収集と報告 (1) 被害情報等の収集 （略）特に避難行動要支援者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況の収集に努める。 (2) 被害情報等の報告 地域内に災害が発生した場合は、防災情報システム、防災行政無線を通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する（「＜県が実施する対策＞　４被害情報等の関係機関への情報提供等　(3)消防庁への報告」を参照）。 ３　住民への広報・広聴 （略） また、避難情報に関しては、Ｌアラート（災害時情報共有システム）を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。 （略）

第５節　広域的な応援・受援体制の整備 (発災5) 第３項　対策 ■県が実施する対策 **≪受援体制≫**（県外及び県内自治体等からの受援） ５　受援体制の構築（関係部隊） （略） 【三重県広域受援計画（平成 31 年３月修正）の構成】 第１章　総則 第２章　緊急輸送ルートに関する計画 第３章　救助・救急、消火活動に関する計画 第４章　医療・保健活動に関する計画 第５章　高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画 第６章　物資調達に関する計画 第７章　燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画 第８章　ボランティアの受入れに関する計画 第９章　自治体応援職員の受入れに関する計画	**第５節　広域的な応援・受援体制の整備** (発災5) 第３項　対策 ■県が実施する対策 **≪受援体制≫**（県外及び県内自治体等からの受援） ５　受援体制の構築（関係部隊） （略） 【三重県広域受援計画（令和２年３月修正）の構成】 第１章　総則 第２章　緊急輸送ルートに関する計画 第３章　救助・救急、消火活動に関する計画 第４章　医療・保健活動に関する計画 第５章　高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画 第６章　物資調達に関する計画 第７章　燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画 第８章　ボランティアの受入れに関する計画 第９章　自治体応援職員の受入れに関する計画
第６節　国・その他地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 第３項　対策 ■県が実施する対策 （１）国の職員の派遣要請 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、文書で行う。 ■市町が実施する対策 １　国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等 （略） (1)　国の職員の派遣要請 指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、文書で行う。	**第６節　国・その他地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等** 第３項　対策 ■県が実施する対策 （１）国の職員の派遣要請 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、指定行政 機関又は指定地方行政機関に対して文書で行う。 ■市町が実施する対策 １　国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等 （略） (1)　国の職員の派遣要請 指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、指定地方行政機関に対して文書で行う。

第７節　災害救助法の適用 (発災7)

【主担当部隊】: 総括部隊（総括班）

災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表

平成 31 年度災害救助基準

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設　置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1 人　1日当たり 320 円以内 （加算額） 冬期　別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難にあたっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　基本額　1戸当たり 5,610,000 円以内 3　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,610,000 円以内であればよい。 2　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3　高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間は 2 年以内
		○借上仮設住宅	災害発生の日	1　費用は、家賃、

第７節　災害救助法の適用 (発災7)

【主担当部隊】: 総括部隊（総括班）

災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表

令和元年度災害救助基準

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　　考
避難所の設　置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1 人　1日当たり 330 円以内 （加算額） 冬期　別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難にあたっての輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　基本額　1戸当たり 5,714,000 円以内 3　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 2　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3　高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間は 2 年以内
		○賃貸型応急仮設住宅		1　費用は、家賃、共益費、敷金、

		１　規模　建設型仮設住宅に準じる ２　基本額 地域の実情に応じた額	から速やかに借上げ、提供	共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ２　供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　全半壊（焼）、流出、床上浸水で炊事できない者	１人１日当たり 1,140 円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい（1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	１　夏季（４月～９月）冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 ２　下記の金額の範囲内	災害の発生の日から 10 日以内	１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ２　現物給付に限ること

区分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
全壊 半壊 流出	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500

		１　規模　建設型仮設住宅に準じる ２　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ２　供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　全半壊（焼）、流出、床上浸水で炊事できない者	１人１日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい（1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	１　夏季（４月～９月）冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 ２　下記の金額の範囲内	災害の発生の日から 10 日以内	１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ２　現物給付に限ること

区分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

	医療の途を失った者 （応急的処置）	1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害の発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救助	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当たり 584,000 円以内	災害発生の日から１ヵ月以内	
学用品の給　与	住宅の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費	災害発生の日から （教科書） １ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

医療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害の発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救助	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当たり 595,000 円以内	災害発生の日から１ヵ月以内	
学用品の給　与	住宅の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円	災害発生の日から （教科書） １ヵ月以内 （文房具及び通学用品）	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

		２　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400 円 中学生生徒 4,700 円 高等学校等 5,100 円		
埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12 歳以上） 211,300 円以内 小人（12 歳未満） 168,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	１　輸送費、人件費は、別途計上 ２　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当り 3,400 円以内 一時保存　既存建物借上費　通常の実費 既存建物以外　1体当り 5,300 円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は、別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除　去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	１世帯当り 135,400 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	１　被災者の避難 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範　囲	費用の限度額等	期　間	備　考
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号か	災害救助法等第７条第１項の規定によ	救助の実施が認められる期	時間外勤務手当及び旅費は別途に

	学校生徒及び高等学校等生徒。	中学生生徒 4,800 円 高等学校等 5,200 円	15 日以内	
埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（12 歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜　索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	１　輸送費、人件費は、別途計上 ２　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処　理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当り 3,500 円以内 一時保存　既存建物借上費　通常の実費 既存建物以外　1体当り 5,400 円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は、別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除　去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	１世帯当り 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	１　被災者の避難 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範　囲	費用の限度額等	期　間	備　考
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号か	災害救助法等第７条第１項の規定によ	救助の実施が認められる期	時間外勤務手当及び旅費は別途に

	ら第４号までに規定する者	り救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	間内	定める額

（新設）

	ら第４号までに規定する者	り救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	間内	定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	１　時間外勤務手当 ２　賃金職員等雇上費 ３　旅費 ４　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） ５　使用料及び賃借料 ６　通信運搬費 ７　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ　3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ　1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

		100 分の 7 ホ　2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ　3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト　5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4		

第２章　緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 **第１節　緊急の交通・輸送機能の確保 (発災8)** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ３　緊急輸送道路等の確保（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>） 被災者及び救助・救急要員等あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートの確保を図る。 （略） （３）応急復旧工事の実施及び迂回路の確保 緊急輸送道路が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。	**第２章　緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧** **第１節　緊急の交通・輸送機能の確保 (発災8)** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ３　緊急輸送道路等の確保（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>） 被災者及び救助・救急要員等あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路等の確保を図る。 （略） （３）応急復旧工事の実施及び迂回路の確保 緊急輸送道路等が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。
■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜中日本高速道路株式会社の対策＞ （略） （新設）	■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜中日本高速道路株式会社の対策＞ （略） ＜その他道路管理者の対策＞ １　道路パトロールと緊急時の措置 「＜県が実施する対策＞　２　道路パトロールと緊急時の措置」に準じる。 ２　緊急輸送道路等の確保 「＜県が実施する対策＞　３　緊急輸送道路等の確保」に準じる。 （略）
第２節　水防活動 (発災9) 第３項　対策 ■県が実施する対策 ３　応急復旧工事の実施（社会基盤対策部隊<農林水産対策班、公共土木対策班>） 堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長等は水防作業員等の安全確保ができる範囲で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。	**第２節　水防活動 (発災9)** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ３　応急復旧工事の実施（社会基盤対策部隊<農林水産対策班、公共土木対策班>） 堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長等は水防作業員等の安全確保ができる範囲で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、施設管理者は二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

第３節　ライフライン施設の復旧・保全 (発災10)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、水道・工業用水道・電気班）
被災者支援部隊（水道応援班）

第１項　活動方針

○ 県管理の水道、工業用水道、発電所施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
○ 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道・電気班、公共土木対策班)	【発災１時間以内】 発災後速やかに	・施設の被害状況（水道事務所、発電所、流域下水道事務所）
施設の応急対策活動	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道・電気班、公共土木対策班)	【発災 12 時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況（水道事務所、発電所、流域下水道事務所）
（略）	（略）	（略）	（略）

第３項　対策

■県が実施する対策

【水道】
1　被害情報の収集と応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）
（略）
2　施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）
（

【工業用水道】
1　被害情報の収集と応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）
（略）
2　施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）
（略）

【電気】
1　被害情報の収集と応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）
(1)　被害状況の把握等
発災後、県が管理する発電所施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。
(2)　応急復旧用資機材の確保
応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

第３節　ライフライン施設の復旧・保全 (発災10)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、水道・工業用水道班）
被災者支援部隊（水道応援班）

第１項　活動方針

○ 県管理の水道、工業用水道施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
○ 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班、公共土木対策班）	【発災１時間以内】 発災後速やかに	・施設の被害状況（水道事務所、流域下水道事務所）
施設の応急対策活動	社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班、公共土木対策班）	【発災 12 時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況（水道事務所、流域下水道事務所）
（略）	（略）	（略）	（略）

第３項　対策

■県が実施する対策

【水道】
1　被害情報の収集と応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）
（略）
2　施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）
（略）

【工業用水道】
1　被害情報の収集と応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）
（略）
2　施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）
（略）

（削除）

<table>
<tr>
<td>２　施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）
県が管理する発電所施設について、施設の被害状況の調査を行い、応急復旧計画を速やかに策定するとともに、応急復旧用の資機材の確保を行う。
(1)　被害状況の報告
発電所施設の被害状況など必要な事項を関係機関等に報告する。
(2)　二次災害の防止措置
発電及び送電を継続すると被害をもたらすおそれのある場合は、二次災害を防止するため、ただちに発電及び送電を停止する等の適切な処置を行う。
(3)　応急復旧の実施
策定した応急復旧計画に基づき、必要な人員及び資機材を確保し、発電所施設の充分な安全確認を行いながら、復旧作業を実施する。</td>
<td>（削除）</td>
</tr>
<tr>
<td>**第４節　公共施設等の復旧・保全（発災11）**
第３項　対策
■県が実施する対策
１　道路、橋梁にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、警察部隊）
（３）施設の復旧活動
道路施設の復旧にあたっては、「第１節　緊急の交通・輸送機能の確保」に基づき、緊急交通路の確保を最優先して実施する。
（略）</td>
<td>**第４節　公共施設等の復旧・保全（発災11）**
第３項　対策
■県が実施する対策
１　道路、橋梁にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、警察部隊）
（３）施設の復旧活動
道路施設の復旧にあたっては、「第１節　緊急の交通・輸送機能の確保」に基づき実施される、道路啓開及び応急復旧工事を勘案し、緊急交通路の確保を最優先して実施する。
（略）</td>
</tr>
<tr>
<td>**第５節　ヘリコプターの活用（発災12）**
第３項　対策
■県が実施する対策
２　ヘリコプターの応援要請
（略）
（4）　協定事業者への要請
<table>
<tr><th>協定名</th><th>締結相手方</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr>
</table>
</td>
<td>**第５節　ヘリコプターの活用（発災12）**
第３項　対策
■県が実施する対策
２　ヘリコプターの応援要請
（略）
（4）　協定事業者への要請
<table>
<tr><th>協定名</th><th>締結相手方</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定</td><td>日本ヘリシス株式会社</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>**第３章　救助・救急及び医療・救護活動**
第１節　救助・救急及び消防活動（発災13）
【主担当部隊】：総括部隊（総括班、救助班、総務班）
警察部隊
三重県消防応援活動調整本部
社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班）

第２項　主要対策項目</td>
<td>**第３章　救助・救急及び医療・救護活動**
第１節　救助・救急及び消防活動（発災13）
【主担当部隊】：総括部隊（総括班、救助班、総務班）
警察部隊
三重県消防応援活動調整本部
社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）

第２項　主要対策項</td>
</tr>
</table>

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
（略）	（略）	（略）	（略）
資機材の調達等	総括部隊 （総括班） （救助班） 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班）	【発災 12 時間以内】 県外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防）
（略）	（略）	（略）	（略）

第３項　対策
■県が実施する対策
４　資機材の調達等（総括部隊＜総括班、救助班＞、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）

第２節　医療・救護活動（発災14）
第３項　対策
■県が実施する対策
１　医療情報の収集・共有
（1）医療情報の収集・共有（保健医療部隊＜情報収集・分析班＞）
（略）
収集した情報をもとに、災害医療コーディネーター、ＤＰＡＴ統括者の助言を得て、ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴや医療救護班の派遣要請を検討する。
（新設）

２　医療・救護活動
(1)　ＤＭＡＴ派遣（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）
ウ　ＤＭＡＴの活動調整
県災対本部保健医療部隊内に設置した医療本部において、統括ＤＭＡＴがＤＭＡＴ調整本部機能を担う。
また、ドクターヘリ調整部を設置し、救助班にリエゾンを派遣し調整を行う。
(2)　医療救護班の派遣及び配置調整（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）
オ　その他
（略）また、県内における医療救護班の連絡体制については、医療本部で調整する。
（略）

(7)　精神保健支援・ＤＰＡＴの派遣（保健医療部隊＜保健衛生班＞）
精神保健支援については、災害医療本部保健医療部隊に設置するＤＰＡＴ調整本部を中核とし、保健所が市町等と連携し、必要な箇所で被災者の救護活動を行うとともに、必

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
（略）	（略）	（略）	（略）
資機材の調達等	総括部隊 （総括班） （救助班） 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）	【発災 12 時間以内】 県外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防）
（略）	（略）	（略）	（略）

第３項　対策
■県が実施する対策
４　資機材の調達等（総括部隊＜総括班、救助班＞、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

第２節　医療・救護活動（発災14）
第３項　対策
■県が実施する対策
１　医療情報の収集・共有
（1）医療情報の収集・共有（保健医療部隊＜情報収集・分析班＞）
（略）
収集した情報をもとに、災害医療コーディネーター、統括ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ統括者の助言を得て、ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴや医療救護班の派遣要請を検討する。
なお、保健医療活動チームの派遣調整、情報連携等は、県災対本部保健医療部隊が兼ねる県保健医療調整本部において総合調整を行う。

２　医療・救護活動
(1)　ＤＭＡＴ派遣（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）
ウ　ＤＭＡＴの活動調整
県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に設置したＤＭＡＴ調整本部において、統括ＤＭＡＴ等がＤＭＡＴの活動調整を行う。
また、ドクターヘリ調整部を設置し、救助班にリエゾンを派遣し調整を行う。
(2)　医療救護班の派遣及び配置調整（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）
オ　その他
（略）また、県内における医療救護班の連絡体制については、県保健医療調整本部で調整する。
（略）
(7)　精神保健支援・ＤＰＡＴの派遣（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）
精神保健支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に設置するＤＰＡＴ調整本部を中核とし、保健所が市町等と連携し、必要な箇所で被災者の救護活動

要に応じ精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等からなる災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を被災地へ派遣する。 （略） ウ　ＤＰＡＴの活動調整 県災対本部保健医療部隊内に設置したＤＰＡＴ調整本部において、ＤＰＡＴ総括者等がＤＰＡＴ派遣及び他自治体ＤＰＡＴ派遣要請ほか、ＤＭＡＴとの連携に関して調整を行う。 (8) 災害時こころのケア活動（保健医療部隊＜保健衛生班＞）	を行うとともに、必要に応じ精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等からなる災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を被災地へ派遣する。 （略） ウ　ＤＰＡＴの活動調整 ＤＰＡＴ調整本部において、ＤＰＡＴ総括者等がＤＰＡＴ派遣及び他自治体ＤＰＡＴ派遣要請ほか、ＤＭＡＴとの連携に関して調整を行う。 (8) 災害時こころのケア活動（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

第４章　避難及び被災者支援等の活動
第１節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営（発災15）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、総務班、情報班、救助班、広聴広報班）
社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）
救援物資部隊（物資支援班）
被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班）
警察部隊

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
(略)	(略)	(略)	(略)
避難所の開設及び運営支援	総括部隊(総括班、情報班、救助班) 施設管理者 救援物資部隊(物資調整班) 被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班）	【発災６時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難所の支援要請情報(市町)
(略)	(略)	(略)	(略)

第４章　避難及び被災者支援等の活動
第１節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営（発災15）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、総務班、情報班、救助班、広聴広報班）
社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）
救援物資部隊（物資活動班）
被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班）
警察部隊

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
(略)	(略)	(略)	(略)
避難所の開設及び運営支援	総括部隊(総括班、情報班、救助班) 施設管理者 救援物資部隊（物資活動班） 被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班）	【発災６時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難所の支援要請情報(市町)
(略)	(略)	(略)	(略)

第３項　対策
■県が実施する対策
３　避難所の開設及び運営支援
(7)　救援物資情報の収集及び提供(救援物資部隊＜物資支援班＞)

４　帰宅困難者対策
一斉帰宅の抑制（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）

■市町が実施する対策
５　避難所の開設及び運営
(4)　避難所の運営及び管理
（略）
⑦帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。

第３項　対策
■県が実施する対策
３　避難所の開設及び運営支援
(7)　救援物資情報の収集及び提供(救援物資部隊＜物資活動班＞)

４　帰宅困難者対策
一斉帰宅の抑制（総括部隊＜広聴広報班＞）

■市町が実施する対策
５　避難所の開設及び運営
(4)　避難所の運営及び管理
（略）
⑦帰宅困難者については、交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応じて、早期の帰宅の促進を検討する。

第７節　遺体の取扱い（発災21）

【主担当部隊】：保健医療部隊（保健衛生班）
警察部隊

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
検視場所・遺体安置所の調整	保健医療部隊（保健衛生班） 警察部隊	【発災３時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）
遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊（保健衛生班） 警察部隊	【発災後２４時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況 （市町、防災関係機関等）
（略）	（略）	（略）	（略）

第３項　対策

■県が実施する対策

１　検視場所・遺体安置所の調整（保健医療部隊＜保健衛生班＞、警察部隊）
（略）

２　遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊＜保健衛生班＞、警察部隊）

第５章　救援物資等の供給
第２節　救援物資等の供給（発災23）

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
（略）	（略）	（略）	（略）
物資等の供給	救援物資部隊 （物資活動班）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

第３項　対策

■市町が実施する対策

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

・地震発生～24 時間以内 ：　医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ等

第７節　遺体の取扱い（発災21）

【主担当部隊】：保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班）
警察部隊

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
検視場所・遺体安置所の調整	保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班） 警察部隊	【発災３時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）
遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班） 警察部隊	【発災後２４時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況 （市町、防災関係機関等）
（略）	（略）	（略）	（略）

第３項　対策

■県が実施する対策

１　検視場所・遺体安置所の調整（保健医療部隊＜情報収集・分析班、医療活動支援班＞、警察部隊）
（略）

２　遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊＜情報収集・分析班、医療活動支援班＞、警察部隊）

第５章　救援物資等の供給
第２節　救援物資等の供給（発災23）

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
（略）	（略）	（略）	（略）
物資等の供給	救援物資部隊 （物資支援班・物資活動班）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

第３項　対策

■市町が実施する対策

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

・地震発生～24 時間以内 ：　医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ等

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　生活必需品等の調達に関する協定締結団体

（略）

・株式会社ケーヨー

（新設）

第３節　給水活動（発災24）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班）
社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班）
保健医療部隊（医療活動支援班）
被災者支援部隊（水道応援班）

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
飲料水の確保	被災者支援部隊（水道応援班） 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道・電気班)	【発災１時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 （市町）
（略）	（略）	（略）	（略）

第３項　対策

■県が実施する対策

１　飲料水の確保（被災者支援部隊＜水道応援班＞、社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）

３　県による応急給水活動の実施（被災者支援部隊＜水道応援班＞）

(4)　備蓄資機材の提供

被災市町から簡易浄水機などの資機材等の貸し出し要請があった場合は、企業庁が所有する備蓄資機材を提供する。

第６章　特定災害対策

第２節　危険物施設等の保全（発災26）

第３項　対策

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜関係事業者が実施する対策＞

２　高圧ガス施設

災害発生及び拡大防止を図るため、事業者は次の措置をとる。

（略）

③　（略）なお、高圧ガスの移動中における事故発生時には、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得る。

（略）

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　生活必需品等の調達に関する協定締結団体

（略）

・株式会社ケーヨー

・株式会社総合サービス

第３節　給水活動（発災24）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班）
社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）
保健医療部隊（医療活動支援班）
被災者支援部隊（水道応援班）

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
飲料水の確保	被災者支援部隊（水道応援班） 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班)	【発災１時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 （市町）
（略）	（略）	（略）	（略）

第３項　対策

■県が実施する対策

１　飲料水の確保（被災者支援部隊＜水道応援班＞、社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

３　県による応急給水活動の実施（被災者支援部隊＜水道応援班＞）

(4)　備蓄資機材の提供

被災市町から水道管などの資機材等の貸し出し要請があった場合は、企業庁が所有する備蓄資機材を提供する。

第６章　特定災害対策

第２節　危険物施設等の保全（発災26）

第３項　対策

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜関係事業者が実施する対策＞

２　高圧ガス施設

災害発生及び拡大防止を図るため、事業者は次の措置をとる。

（略）

③　（略）　（削除）

（略）

第７章　復旧に向けた対策
第１節　廃棄物対策活動 (発災27)

第３項　対策

■県が実施する対策

３　生活ごみ等処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）

(1)　処理体制

県は、避難所をはじめ被災地における生活ごみ等の発生状況と処理状況を適切に把握し、市町等から「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」、「災害時におけるがれき等の廃棄物処理に関する応援協定書」等に基づく応援要請があった場合には、県域内での処理体制の調整を図る。

（略）

第２節　住宅の保全・確保 (発災28)

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
（略）	（略）	（略）	（略）
応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後３日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況 (市町、県建設業協会、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会)

第３項　対策

■県が実施する対策

３　応急仮設住宅等の確保

（３）応急仮設住宅の建設（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、事業者等と連携し、市町が行う応急仮設住宅の建設を支援し、一時的な居住の安定を図る。

（略）

第３節　文教等対策 (発災29)

第２項　主要対策項目

＜共通＞

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
（略）	（略）	（略）	（略）
国・県指定の文化財の保護	被災者支援部隊（教育対策班）	【発災後３日以内】	・被害状況（所有者・管理者等）

第３項　対策

■県が実施する対策

第７章　復旧に向けた対策
第１節　廃棄物対策活動 (発災27)

第３項　対策

■県が実施する対策

３　生活ごみ等処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）

(1)　処理体制

県は、避難所をはじめ被災地における生活ごみ等の発生状況と処理状況を適切に把握し、市町等から「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」に基づく応援要請があった場合には、県域内での処理体制の調整を図る。

（略）

第２節　住宅の保全・確保 (発災28)

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
（略）	（略）	（略）	（略）
応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後３日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況 (市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会)

第３項　対策

■県が実施する対策

３　応急仮設住宅等の確保

（３）応急仮設住宅の建設（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会等と連携し、市町が行う応急仮設住宅の建設を支援し、一時的な居住の安定を図る。

（略）

第３節　文教等対策 (発災29)

第２項　主要対策項目

＜共通＞

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
（略）	（略）	（略）	（略）
文化財・歴史的公文書等の保護	被災者支援部隊（教育対策班）	【発災後３日以内】	・被害状況（所有者・管理者等）

第３項　対策

■県が実施する対策

6　国・県指定の文化財の保護（被災者支援部隊＜教育対策班＞） (1) 被害報告 国・県指定等文化財が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町等教育委員会を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。 (2) 応急対応 国・県指定等文化財が被害を受けたときは、国(文化庁)又は県文化財保護審議会の指示・指導をもとに、市町等教育委員会並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。 ■市町が実施する対策 7　国・県・市町措定の文化財の保護 (1)　被害報告 国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市町教育委員会を通じて、被災者支援部隊＜教育対策班＞に報告する。 市町指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市町等教育委員会に報告する。 (2)　応急対応 国・県・市町指定等文化財が被害を受けたときは、市町等教育委員会は被災者支援部隊＜教育対策班＞の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。	6　文化財・歴史的公文書等の保護（被災者支援部隊＜教育対策班＞） (1) 被害報告 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあってはその長。以下「市町教育委員会等」という。）を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告する。 (2) 応急対応 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、県は国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導をもとに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。 ■市町が実施する対策 7　文化財・歴史的公文書等の保護 (1)　被害報告 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあってはその長。以下「市町教育委員会等」という。）はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊＜教育対策班＞に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に連絡の上、県との協議を行う。 (2)　応急対応 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会等は被災者支援部隊＜教育対策班＞の指示・指導等をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。
第４部　復旧・復興対策 **第３節　復興体制の構築と復興方針の策定 (復興3)** 第１項　活動方針 ○　本県が特定大規模災害となる地震・津波による甚大な被害を受けた場合、速やかに「三重県震災復興本部(仮称)」を設置する。 ○　発災後、「三重県復興指針」に基づき、「三重県震災復興本部(仮称)」において速やかに復興法に基づく復興方針及び三重県防災対策推進条例に基づく復興計画を策定するとともに、市町の復興対策を支援する。	**第４部　復旧・復興対策** **第３節　復興体制の構築と復興方針の策定 (復興3)** 第１項　活動方針 ○　本県が特定大規模災害となる地震・津波による甚大な被害を受けた場合、速やかに「三重県震災復興本部(仮称)」を設置する。 ○　発災後、「三重県復興指針」に基づき、「三重県震災復興本部(仮称)」において速やかに復興法及び三重県防災対策推進条例に基づく復興方針や復興計画を策定するとともに、市町の復興対策を支援する。

特別対策　東海地震に関する緊急対策（南海トラフ地震に関連する情報（臨時））

第０章　当面の対応

第１節　国の当面の対応

第１項　大規模地震対策特別措置法による防災対応の取扱い

大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）は、大規模地震発生前の事前措置を講じて地震災害を防止軽減することを目的に制定された。しかし、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」が、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」を平成 29 年９月に取りまとめ、この報告の中で、「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大震法に基づく現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い地震の予測はできないため、大震法に基づく現行の地震防災応急対策は改める必要がある」との考えが示された。一方で、「現在の科学的知見を防災対応に生かしていくという視点は引き続き重要であり、異常な現象を評価し、どのような防災対応を行うことが適切か、本ワーキンググループの検討結果を踏まえて、地方公共団体や企業等と合意形成を行いつつ検討していくことが必要」であり、「その結果を受けて、必要に応じて現行制度の改善や新たな制度構築も検討すべき」との考えも示された。

第２項　「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の国の対応

前項の報告を踏まえ、国の中央防災会議幹事会は、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、当該情報が発表された場合の政府の対応について、以下のとおりとすることとしている。

１　「南海トラフ地震に関連する情報」について

(1) 気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	○南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※　南海トラフ沿いでマグニチュード 7 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定。

(2) 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

２　国の対応について

(1) 内閣府（防災担当）は、気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表した場合には、これを踏まえ、関係省庁の職員を招集し、関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。ただし、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の発表の前に当該地域で発生した地震に関し、既に、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部若しくは非常災害対策本部の設置又は関係

特別対策　東海地震に関する緊急対策

（削除）

旧	新
省庁災害対策会議が開催されているときは、関係省庁災害警戒会議の開催に代えて、緊急災害対策本部会議、非常災害対策本部会議又は関係省庁災害対策会議を開催するものとする。 　そのため、内閣府（防災担当）は、速やかに関係省庁災害警戒会議を開催できるよう、気象庁から南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を受けた時点で、関係省庁に対する連絡等、所要の準備を始めるものとする。 (2) 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表されたときは、関係省庁災害警戒会議（（１）において開催する緊急災害対策本部会議、非常災害対策本部会議又は関係省庁災害対策会議を含む。以下同じ。）において関係省庁による今後の取組を確認するとともに、内閣府（防災担当）は、国民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として、これを行う。 （呼びかける今後の備えの例） 　家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認 (3) 関係省庁においては、関係省庁災害警戒会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。総務省消防庁は、関係省庁災害警戒会議の開催結果について、直ちに関係都府県（南海トラフ地震防災対策推進地域をその区域に含む都府県をいう。以下同じ。）に連絡を行うものとする。指定公共機関（災害対策基本法第２条第５号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。）を所管する関係省庁は、関係省庁災害警戒会議の開催結果について、直ちに当該指定公共機関に連絡を行うものとする。 (4) その後は、「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の内容に応じ、内閣府（防災担当）が必要があると認める場合に、関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。 (5) 上記に掲げる対応のため、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表したときは、直ちに内閣官房（内閣情報集約センター）、内閣府（防災担当）、総務省消防庁及び関係都府県にその旨を連絡するものとする。 (6) この申合せについては、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められたときには、廃止されるものとする。 (7) 「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」をはじめとする東海地震に関する既存の計画等（「東海地震応急対策活動要領」等を含む。）については、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められる際に、見直すこととする。 **第２節　県の当面の対応** 第１項　「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の県の対応 　国の対応を踏まえ、県は、国において南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、以下のとおり対応する。 １　情報収集・連絡体制の整備 (1) 県の体制（「南海トラフ地震準備体制」） 　気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」を取るものとする。 　各部局、地方災害対策部における配備人員は、現在の「東海地震準備体制」に準じた人数を配備するものとし、大規模地震発生に伴う初動対応や緊急部長会議への対応等が可能な	（削除）

旧	新
体制を取るものとする。 なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」を取らず、以下の緊急部長会議は本部員会議に読み替えるものとする。 (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 気象庁が発表した「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」は、県から次の組織に配信するとともに、連絡体制を確保する。 ア　市町関係 全市町、全消防本部 イ　防災関係機関 陸上自衛隊（第33普通科連隊、航空学校）、海上保安庁（四日市・鳥羽・尾鷲海上保安部） (3) 緊急部長会議の開催 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の受領から２時間後を目途に、緊急部長会議を開催する。 参加者：知事以下各部局長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長 内　容：津地方気象台からの状況説明 県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認 知事指示事項 県民への呼びかけ 報　道：公開とする。 ２　県民への広報 南海トラフ沿いの地震が発生した場合、三重県に大きな被害をもたらすのは強震動と大津波であることをふまえ、県民へ呼び掛け等を行い、最大限の減災を図るものとする。（文例は別紙参照） また、各市町には、それぞれの地域の災害特性に応じ、国・県の広報以外の項目も積極的に住民に広報するよう要請する。 ３　県有施設等の点検 各部局は県が所管する施設のうち、県民が利用する施設や防災上重要な施設や設備について、最大限に機能が発揮できるよう、点検を行うものとする。 また、県有施設以外の各部局の関連施設の点検についても、施設管理者に対し周知する。 ４　大規模地震発生後の災害応急対策の確認 各部局は、本計画に定める項目が最大限かつ早急に実施できるよう、必要な確認を実施するものとする。また合わせて、三重県広域受援計画の発動を想定し、受援体制を整えておくものとする。 ５　「南海トラフ準備体制」廃止時期 おおむね１週間単位毎に、体制の必要性を総合的に判断するものとする。 ６　関連計画の取扱い 本計画をはじめとする東海地震に関する本県の既存の計画等については、国において新たな防災対応が定められ、国が「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」等を修正する際、見直すこととする。 （別紙） 県民に呼びかける文例について 県民に対する様々な呼び掛けを、各種伝達手段（マスコミ発表、県ホームページ、ＳＮＳ	（削除）

旧	新
（(Twitter（ツイッター）・LINE（ライン)）など）を活用して実施する。 【具体的な呼び掛けの例】 １　家庭における措置 ・テレビやラジオ、インターネットなどを利用して正確な情報の収集に努めてください。また、市役所・町役場からの防災行政無線や、消防署・警察署などからの広報情報に注意してください。 ・津波浸水地域やがけ地の崩落危険個所など、大地震で危険が予測される場所にお住まいの方は、場合によっては事前に避難しておくなど、安全の確保をお願いします。 ・火を使用する場合は、すぐ消し止めることができるよう準備するなど、十分注意してください。 ・地震発生後の断水に備え、バケツや浴槽などに緊急用水を貯めておきましょう。 ・いざ避難しなければいけない時に備え、生活用水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品、貴重品等の非常持出品および救助用品が準備できているか確認しましょう。 ・家具の固定、最寄りの避難所・避難場所や家族との安否確認手段の確認をしましょう。 ・身軽で安全な服装にし、季節に応じた温度調整が出来るよう準備しましょう。 ・揺れで出入口が開かなくなる場合があります。万一の時の脱出口を確保しましょう。 ・自治会や自主防災組織は、地域住民に情報を伝達するとともに、避難誘導や発災に備えた初期消火及び救助活動を準備しておきましょう。 ・車を運転する場合は、走行中に地震が発生した場合の対応を確認してきましょう。(徐々にスピードを落としながら、避難者の通行を妨げないような場所を選び、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたまま、窓は閉め、ドアはロックしない) ２　職場における措置（上記に加えて） ・防火管理者・保安責任者などを中心に職場で防災会議を開き、役割を分担し、通常業務の中でも出来る限りの安全措置を取りましょう。 ・建物内外を問わず、物の落下や下敷き等に遭わない安全な場所を確保し、ロッカー等の重量物の転倒防止措置をしましょう。 ・消防計画、予防規定などに基づき、危険物に注意し、危険個所を点検しましょう。 ・職場の自衛消防組織の出動体制を整備しましょう。 ・重要書類等の非常持出品を確認しましょう。 ・就業時間外に地震が発生した場合の従業員間の情報伝達手段を確認しましょう。 ・企業ＢＣＰを確認し、社員で認識を共有しましょう。 ・地震発生後の事業所内外との情報伝達手段を確認しましょう。 ・不特定多数の人が出入りする職場では、入場者の安全確保の具体的な方法を確認しましょう。 ・近くの職場同士で協力しあいましょう。	（削除）
第１章　対策の目的等 **第１節　対策の目的及び関係機関の役割** 第３項　東海地震に関する緊急対策として処理すべき事務又は業務の大綱 ３　指定地方行政機関 （略） (7)中部近畿産業保安監督部 ① 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物 又 はその施設、電気施設ガス施設等の保安の確保に関する監督指導	**第１章　対策の目的等** **第１節　対策の目的及び関係機関の役割** 第３項　東海地震に関する緊急対策として処理すべき事務又は業務の大綱 ３　指定地方行政機関 （略） (7)中部近畿産業保安監督部 ①高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導

旧	新
② 鉱山に対し保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合には、検査官を現地に派遣し、保安に関し適切な措置をとらせるよう指導 （14）　（略） （新設） （新設） （15）　近畿中部防衛局東海防衛支局	②必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行うことによる①の円滑な実施 （14）　（略） （15）　国土地理院中部地方測量部 ①災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用促進支援を実施 ②災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用促進支援を実施 ③災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用促進支援を実施 ④災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施 （16）　中部地方環境事務所 ①有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ②廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 （17）　近畿中部防衛局東海防衛支局
４　指定公共機関 （11）中部電力株式会社三重支店、関西電力株式会社和歌山支店	４　指定公共機関 （11）中部電力パワーグリッド株式会社三重支社/株式会社ＪＥＲＡ西日本支社、関西電力送配電株式会社和歌山支社
第２章　緊急対策 **第 11 節　ライフライン施設の安全対策（東海11）** 【主担当部隊】：被災者支援部隊（水道応援班） ：社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班）	**第２章　緊急対策** **第 11 節　ライフライン施設の安全対策（東海11）** 【主担当部隊】：被災者支援部隊（水道応援班） ：社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）